

平成24年度 学生便覧

教育学研究科

GRADUATE SCHOOL OF EDUCATION

HIROSHIMA UNIVERSITY 2012



広島大学大学院

広島大学の理念

平和を希求する精神
新たなる知の創造
豊かな人間性を培う教育
地域社会・国際社会との共存
絶えざる自己変革

学期区分・授業時間

学期区分

期	区 分	期 間
前 期	春季休業	4月 1日～4月 8日
	授業	4月 9日～7月 31日
後 期	夏季休業	8月 1日～9月 30日
	授業	10月 1日～12月 23日
後 期	創立記念日	11月 5日
	冬季休業	12月 24日～1月 7日
後 期	授業	1月 8日～2月 11日
	学年末休業	2月 12日～3月 31日

授業時間

時限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
時間	8:45	9:30	10:30	11:15	12:50	13:35	14:35	15:20	16:20	17:05
	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
	9:30	10:15	11:15	12:00	13:35	14:20	15:20	16:05	17:05	17:50



2012

広島大学大学院教育学研究科

目 次

1	広島大学通則	1
2	広島大学大学院規則	18
3	広島大学大学院教育学研究科細則	33
4	広島大学学位規則	71
5	広島大学学位規則教育学研究科内規	75
6	博士課程前期論文取扱要項	78
7	教育学研究科修士論文抄執筆要領	80
8	博士課程後期の研究スケジュール（指針）	81
9	履修手続、試験、成績等について	84
10	教育職員免許状の取得について	85
11	臨床心理士資格審査受験資格の取得について	89
12	学校心理士資格認定申請について	91
13	広島大学大学院共通授業科目について	92
14	諸手続等について	95
	(1)掲示及び電子掲示板（もみじ：広島大学学生情報システム）について	95
	(2)諸書類の提出（休学・復学・留学・退学・身上異動・授業時間割）	95
	(3)各種証明書の交付	97
	(4)国立大学法人附属図書館の相互利用	98
	(5)学生証	98
	(6)通学定期乗車券・学割証・団体旅行割引等	99
	(7)住所変更等の届出	100
	(8)授業料の免除	100
	(9)奨学金	101
	(10)構内駐車証・パスカード、駐車場等	102
	(11)課外活動	102
	(12)保健及び相談施設	103
	(13)保険	106
	(14)就職	107
	(15)アルバイト	108
	(16)学生宿舍、民間アパート	108
	(17)遺失物、拾得物	109
	(18)安全な学生生活	109
15	広島大学研究生規則	111
16	広島大学外国人研究生規則	113
17	広島大学科目等履修生規則	115
18	その他の規則	117
	(1)広島大学学生交流規則	117
	(2)広島大学既修得単位等の認定に関する細則	121
	(3)広島大学長期履修の取扱いに関する細則	122
	(4)広島大学学生生活に関する規則	123
	(5)広島大学学生表彰規則	125
	(6)社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	126

(7) 広島大学学生懲戒指針	127
(8) 広島大学学生証取扱細則	131
(9) 広島大学授業料等免除及び猶予規則	132
(10) 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	135
(11) 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	138
(12) 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)	139
(13) 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	142
(14) 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の 場合における授業等の取扱について	144
19 教育学研究科の沿革と特色	145
20 研究施設・センター等とその機能	149
21 教育学研究科学生支援室の業務	151
22 教育学研究科教職員名簿	152
教育学研究科建物配置図	157

1 広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 入学(第 10 条—第 18 条)
- 第 3 章 教育課程(第 19 条—第 27 条)
- 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条—第 31 条)
- 第 5 章 休学及び退学(第 32 条—第 35 条)
- 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条—第 38 条)
- 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条—第 43 条)
- 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条—第 46 条)
- 第 9 章 授業料(第 47 条—第 51 条)
- 第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条—第 54 条)
- 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科

医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。
(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。
(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。
3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - (3) 創立記念日 11 月 5 日
 - (4) 春季休業 4 月 1 日から 4 月 8 日まで
 - (5) 夏季休業 8 月 1 日から 9 月 30 日まで
 - (6) 冬季休業 12 月 24 日から翌年 1 月 7 日まで
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第 4 号から第 6 号までの休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは、前 3 項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあっては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

- 2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあっては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)とする。
- 3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあっては18,000円)とする。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

- 2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入学を願い出た者
 - (2) 他の大学の学部を卒業し本学に入学を願い出た者
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出た者
- 2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入学を願い出た者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。
 - 3 前2項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円(夜間主コースにあっては141,000円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)

(2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

- 2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

- 2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

- 3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

- 4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

- 5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則、専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上との併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

- 2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。
- 3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

- 2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第25条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。

以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第26条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

- 第28条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
 - 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

- 第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
 - 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
 - 5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
 - 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
 - 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が、大学院医歯薬学総合研究科創生医科学専攻又は展開医科学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 5 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第40条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第41条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正當の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第42条 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第43条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの

- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 188 単位以上、薬学部薬学科にあっては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

- 2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。
 - (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 188 単位、薬学部薬学科にあっては 186 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。
 - (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は、第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 128 単位、薬学部薬学科にあっては 126 単位)以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場合には、第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条 学部において卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 授業料

(授業料)

第 47 条 授業料の年額は、535,800 円(夜間主コースにあっては 267,900 円)とする。ただし、第 22 条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあっては4月、後期にあっては10月に納付しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
 - 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
 - 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
 - (1) 特別の事情により期の中途において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者
月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
 - (2) 学年の中途中で卒業する者
月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日
 - (3) 月割分納を許可された者
その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
 - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者
許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
 - 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
 - 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途中にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
 - 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
(授業料の免除及び徴収猶予)
- 第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第53条 第13条、第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第53条の2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第54条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

- 第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

- 2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

- 第 56 条 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
	総 計	9,840	9,790	9,760

- 3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度にあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
	総 計	9,840

- 4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。
- 6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 医学部の医学科及び学部の並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 36 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成 22 年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成 23 年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成 24 年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成 25 年度	117	237	2,357	678	1,198	10,049
平成 26 年度	117	237	2,357	695	1,215	10,066
平成 27 年度	117	237	2,357	702	1,222	10,073
平成 28 年度	117	237	2,357	702	1,222	10,073
平成 29 年度	117	237	2,357	702	1,222	10,073
平成 30 年度	112	232	2,352	697	1,217	10,068
平成 31 年度	112	232	2,352	692	1,212	10,063
平成 32 年度				680	1,200	10,051
平成 33 年度				668	1,188	10,039
平成 34 年度				656	1,176	10,027
平成 35 年度				644	1,164	10,015
平成 36 年度				637	1,157	10,008

- 3 歯学部の口腔保健学科は、新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 5 新通則第 26 条の規定は、平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 36 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
----	------	------

	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,355	334	494	10,028
平成 26 年度	2,355	327	487	10,038
平成 27 年度	2,355	320	480	10,038
平成 28 年度	2,355			10,036
平成 29 年度	2,355			10,036
平成 30 年度	2,350			10,031
平成 31 年度	2,350			10,026
平成 32 年度				10,014
平成 33 年度				10,002
平成 34 年度				9,990
平成 35 年度				9,978
平成 36 年度				9,971

別表(第3条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科 計	130 130		520 520
文学部	人文学科 計	140 140	10 10	580 580
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系) 計	180 88 84 88 55 495		720 352 336 352 220 1,980
法学部	法学科 昼間コース 夜間主コース 計	140 40 180	10 10 20	580 180 760
経済学部	経済学科 昼間コース 夜間主コース 計	150 60 210	10 10 20	620 260 880
理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科	47 66 59 34 24	10	188 264 236 136 96

	計	230		940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120	20	520
	計	225	20	1,150
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械システム工学系)	105	10	420
	第二類(電気・電子・システム・情報系)	135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)	115		460
	第四類(建設・環境系)	135		540
	計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
総 計		2,343	100	9,964

2 広島大学大学院規則

(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号)

(全部改正)

広島大学大学院規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 13 条)
- 第 2 章 入学(第 14 条—第 24 条)
- 第 3 章 教育課程(第 25 条—第 36 条)
- 第 4 章 休学、退学及び転学(第 37 条—第 39 条)
- 第 5 章 賞罰及び除籍(第 40 条—第 42 条)
- 第 6 章 課程の修了及び学位の授与(第 43 条—第 48 条)
- 第 7 章 授業料(第 49 条)
- 第 8 章 特別研究学生(第 50 条—第 52 条)
- 第 9 章 研究生及び科目等履修生等(第 53 条—第 54 条の 3)
- 第 10 章 教員組織(第 55 条)
- 第 11 章 雜則(第 56 条・第 57 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第 2 条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(本学大学院の課程)

第 3 条 本学大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

- 2 博士課程(医歯薬学総合研究科の創生医科学専攻及び展開医科学専攻を除く。)は、前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。
- 3 博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

(課程及び専攻等)

第4条 本学大学院の各研究科に、次の課程及び専攻を置く。

総合科学研究科(博士課程)

　総合科学専攻

文学研究科(博士課程)

　人文学専攻

教育学研究科(博士課程)

　学習科学専攻(博士課程前期)

　特別支援教育学専攻(博士課程前期)

　科学文化教育学専攻(博士課程前期)

　言語文化教育学専攻(博士課程前期)

　生涯活動教育学専攻(博士課程前期)

　教育学専攻(博士課程前期)

　心理学専攻(博士課程前期)

　高等教育開発専攻(博士課程前期)

　学習開発専攻(博士課程後期)

　文化教育開発専攻(博士課程後期)

　教育人間科学専攻(博士課程後期)

社会科学研究科(博士課程)

　法政システム専攻

　社会経済システム専攻

　マネジメント専攻

理学研究科(博士課程)

　数学専攻

　物理科学専攻

　化学専攻

　生物科学専攻

　地球惑星システム学専攻

　数理分子生命理学専攻

先端物質科学研究科(博士課程)

　量子物質科学専攻

　分子生命機能科学専攻

　半導体集積科学専攻

保健学研究科(博士課程)

　保健学専攻

工学研究科(博士課程)

　機械システム工学専攻

　機械物理工学専攻

　システムサイバネティクス専攻

　情報工学専攻

　化学工学専攻

　応用化学専攻

社会基盤環境工学専攻
輸送・環境システム専攻
建築学専攻
生物圏科学研究科(博士課程)
 生物資源科学専攻
 生物機能開発学専攻
 環境循環系制御学専攻
医歯薬学総合研究科(博士課程)
 創生医科学専攻
 展開医科学専攻
 薬学専攻
 薬科学専攻
 医歯科学専攻(修士課程)
 口腔健康科学専攻
国際協力研究科(博士課程)
 開発科学専攻
 教育文化専攻
法務研究科(専門職学位課程)
 法務専攻
(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合は、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条 博士課程後期の標準修業年限は、3年とする。

(医歯薬学総合研究科の創生医科学専攻及び展開医科学専攻の標準修業年限)

第8条 医歯薬学総合研究科の創生医科学専攻及び展開医科学専攻の標準修業年限は、4年とする。

(法務研究科の標準修業年限)

第9条 法務研究科の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程又は博士課程前期は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該

標準修業年限の2倍の年数), 博士課程後期及び法務研究科は6年, 医歯薬学総合研究科の創生医科学専攻及び展開医科学専攻は8年とする。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日(社会科学研究科のマネジメント専攻にあっては日曜日及び月曜日)
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 創立記念日 11月5日
 - (4) 春季休業 4月1日から4月8日まで
 - (5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (6) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第4号から第6号までの休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第15条 修士課程若しくは博士課程前期又は法務研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第16条 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達したもの

第17条 医歯薬学総合研究科の創生医科学専攻又は展開医科学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学の学部において医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学、歯学又は獣医学)を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、24 歳に達したもの
- (9) 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに 4 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学出願手続)

第 18 条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 30,000 円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

- 2 法務研究科における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 23,000 円とする。
- 3 第 1 項の規定は、第 39 条第 1 項の規定により入学を志願する場合について準用する。

(入学試験)

第 19 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

- 2 前項の入学試験については、別に定める。

(合格者の決定)

第 20 条 入学を許可すべき者は、各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 21 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料 282,000 円を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 22 条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるものほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第23条 学長は、第21条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第24条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 法務研究科における第19条に規定する入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となつたとき 23,000円

(2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかつたとき その検定料相当額

(3) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかつたとき その入学料相当額

第3章 教育課程

(授業科目及び履修方法)

第25条 本学大学院の授業科目及びその履修方法は、各研究科が定める。

- 2 本学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目については、別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第26条 本学大学院の授業の方法については通則第19条の2の規定を、単位数の計算の基準については通則第19条の3の規定を準用する。

(研究指導)

第27条 本学大学院の学生(法務研究科の学生を除く。)は、その在学期間に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第43条第1項に規定する単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならぬ。ただし、第16条第2号から第7号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。

- 2 各研究科(法務研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第 28 条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第 29 条 単位の授与については、通則第 19 条の 4 の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第 30 条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 31 条 法務研究科の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、法務研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 32 条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 33 条 教員の免許状授与の所要資格の取得については、通則第 24 条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 34 条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第 35 条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の教授会の議を経て、10 単位(法務研究科にあっては 30 単位。ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて 10 単位(法務研究科にあっては、次条第 1 項及び第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。

4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10単位(法務研究科にあっては、前条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(前条第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 3 前2項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 休学、退学及び転学

(休学)

第37条 休学については、通則第32条から第34条までの規定を準用する。

(退学)

第38条 退学については、通則第35条の規定を準用する。

(転学)

第39条 他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については、各学期の始めに限り、試験の上、許可することがある。

- 2 本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならない。

第5章 賞罰及び除籍

(表彰)

第40条 表彰については、通則第39条の規定を準用する。

(懲戒)

第41条 懲戒については、通則第40条から第42条までの規定を準用する。

(除籍)

第42条 除籍については、通則第43条の規定を準用する。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第43条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科の教授会が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該研究科の教授会がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適當と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第44条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。医歯薬学総合研究科の創生医科学専攻及び展開医科学専攻においては4年)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(医歯薬学総合研究科の創生医科学専攻及び展開医科学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第16条第2号から第7号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条 法務研究科の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に關しては、入学前の既修得単位について認定された者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができ

きる単位数と合わせて 30 単位(第 35 条第 1 項ただし書及び前項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第 46 条 本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試間に合格したときにも授与する。

3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第 47 条 第 43 条及び第 44 条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

第 48 条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会において審査決定する。

2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

第 7 章 授業料

(授業料)

第 49 条 授業料の年額は、535,800 円(法務研究科にあっては 804,000 円)とする。ただし、第 32 条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。

3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。

4 前 3 項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第 47 条第 2 項から第 51 条までの規定を準用する。

第 8 章 特別研究学生

(特別研究学生)

第 50 条 各研究科は、他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第 51 条 特別研究学生に係る授業料は、広島大学研究生規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)第 8 条に規定する額と同額とする。ただし、国立大学の大学院学生であるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を徴収しない。

(1) 公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2) 外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

- 2 特別研究学生は、前項に規定する額を、研究指導を受けようとする期間に応じ6月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が6月末満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。
- 3 既納の授業料は、返還しない。
- 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(規則の準用)

第52条 この章に定めるもののほか、特別研究学生には、本学大学院の学生に関する規定を準用する。

第9章 研究生及び科目等履修生等 (研究生)

第53条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第54条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第54条の2 法務研究科を修了した者で、修了後引き続き法務研究科において自己学習をすることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。

- 2 法務研修生に関し必要な事項は、法務研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第54条の3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

- 2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 教員組織 (教員組織)

第55条 各研究科(法務研究科を除く。)における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させことがある。

- 2 各研究科(法務研究科を除く。)における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させことがある。
- 3 法務研究科における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担せざることがある。

第11章 雜則

(雑則)

第 56 条 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第 57 条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科の障害児教育学専攻は、第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医歯薬学総合研究科の口腔健康科学専攻博士課程後期及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、この規則による改正後の広島大学大学院規則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度及び平成 24 年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士課程又は博士課程後期	
		収容定員	
		平成 23 年度	平成 24 年度
医歯薬学総合研究科	口腔健康科学専攻	4	8
	計	452	456
総計		1,616	1,620

別表(第 5 条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	60	120	20	60
	計	60	120	20	60
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	学習科学専攻	19	38	—	—
	特別支援教育学専攻	5	10	—	—
	科学文化教育学専攻	35	70	—	—
	言語文化教育学専攻	34	68	—	—
	生涯活動教育学専攻	25	50	—	—
	教育学専攻	15	30	—	—

	心理学専攻	19	38	—	—
	高等教育開発専攻	5	10	—	—
	学習開発専攻	—	—	9	27
	文化教育開発専攻	—	—	22	66
	教育人間科学専攻	—	—	18	54
	計	157	314	49	147
社会科学研究科	法政システム専攻	24	48	5	15
	社会経済システム専攻	28	56	8	24
	マネジメント専攻	28	56	14	42
	計	80	160	27	81
理学研究科	数学専攻	22	44	11	33
	物理科学専攻	30	60	13	39
	化学専攻	23	46	11	33
	生物科学専攻	24	48	12	36
	地球惑星システム学専攻	10	20	5	15
	数理分子生命理学専攻	23	46	11	33
	計	132	264	63	189
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	25	50	12	36
	分子生命機能科学専攻	24	48	11	33
	半導体集積科学専攻	15	30	7	21
	計	64	128	30	90
保健学研究科	保健学専攻	34	68	17	51
	計	34	68	17	51
工学研究科	機械システム工学専攻	28	56	9	27
	機械物理工学専攻	30	60	10	30
	システムサイバネティクス専攻	34	68	11	33
	情報工学専攻	37	74	13	39
	化学工学専攻	24	48	8	24
	応用化学専攻	26	52	9	27
	社会基盤環境工学専攻	20	40	7	21
	輸送・環境システム専攻	20	40	7	21
	建築学専攻	21	42	7	21
	計	240	480	81	243
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	60	12	36
	生物機能開発学専攻	24	48	12	36
	環境循環系制御学専攻	19	38	9	27
	計	73	146	33	99
医歯薬学総合研究科	創生医科学専攻	—	—	57	228
	展開医科学専攻	—	—	46	184
	薬学専攻	—	—	12	36

	薬科学専攻	20	40	—	—
	医歯科学専攻	20	40	—	—
	口腔健康科学専攻	12	24	4	12
	計	52	104	119	460
国際協力研究科	開発科学専攻	43	86	22	66
	教育文化専攻	28	56	14	42
	計	71	142	36	108
法務研究科	法務専攻	48	144	—	—
	計	48	144	—	—
総計		1,075	2,198	507	1,624

3 広島大学大学院教育学研究科細則

[平成 16.4.1 研究科長決裁]

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）に定めるもののほか、広島大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科及び各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表のとおりとする。

専攻等	教育研究上の目的
研究科	「学び」という人間の本質的な営みを鍵概念として、理論と実践を統合した、21世紀にふさわしい新たな教育諸科学の学問体系を確立するための学際的・総合的・先端的な教育研究を行うとともに、現代社会における教育、学習及び人間発達にかかわる諸課題を深く認識し、その解決に取り組む専門的職業人及び豊かな生涯学習社会を導くための教育諸科学の先端的研究を推進する研究者を養成することを目的とする。
博士課程前期	学習科学専攻
	特別支援教育学専攻
	科学文化教育学専攻

	言語文化教育学専攻	中等教育、高等教育、国内外における日本語教育、生涯学習等の場において、言語文化教育に先導的な役割を果たし得る幅広い学識と専門性を有する研究者・教育者を養成するとともに、国語、第二言語としての日本語及び国際言語である英語について、言語認識・活用能力の形成過程及び論理、言語文化の形成・変容過程、言語文化の質的向上に資する教授・学習の原理、方法及び内容開発等に関する教育研究を行う。
	生涯活動教育学専攻	中等教育、高等教育、生涯学習等の場において、生涯活動教育に先導的な役割を果たし得る幅広い学識と専門性を有する研究者・教育者を養成するとともに、人間の生涯にわたる活動を豊かにする健康とスポーツ、人間生活、音楽文化、造形芸術等の諸活動に関する教授・学習の原理、方法及び内容開発等の教育研究を行う。
	教育学専攻	21世紀の教育界を先導し、新しい「学び」と教育を創造できる教育に関する高度な識見と総合的な判断力を有する人材を養成するとともに、教育の理念・思想、歴史、方法、内容、経営、政策、制度等の観点又は社会学的、国際比較的な視点から、教育に関するさまざまな事象及び諸課題に関する教育研究を行う。
	心理学専攻	認知、学習、社会、教育、発達、臨床、児童等の多様な視点から現代社会における人間の「こころ」の問題を認識し、それに対応できる人材を養成するとともに、これら多様な視点から人間の行動とその心理過程に科学的にアプローチし、現代社会におけるさまざまな「こころ」の問題を解決するための教育研究を行う。
	高等教育開発専攻	大学のあり方及び大学改革に関心を持ち、大学研究及び大学運営の実践に意欲的に取り組む高等教育に関する専門家及び大学の実務家を養成するとともに、高等教育の政策形成、運営及び行政、国際比較研究、歴史研究及び授業開発、高等教育機関の中等教育及び社会との接続、大学教職員の市場、教授能力開発等に関する教育研究を行う。
博士課程後期	学習開発専攻	生涯学習社会におけるさまざまな状況において、学習支援等を研究・実践する研究者及び高度な専門的職業人を養成するとともに、21世紀にふさわしい学習の価値、原理、方法、支援方法等の開発、初等教育を中心とした学習指導方法及びカリキュラムの開発、心身に障害のある児童・生徒の自立と社会参加を促す学習支援方法等に関する学際的・総合的・先端的な教育研究を推進する。
	文化教育開発専攻	科学文化、言語文化及び生涯活動文化にかかる教育の開発研究及び実践を担う研究者並びに高度な専門的職業人を養成するとともに、21世紀における諸文化・諸科学の発展と一人ひとりの人間の自己実現を視座に据え、児童・生徒から老年に至るまでの生涯学習の機軸となる科学文化、言語文化及び生涯活動文化にかかる教育・学習の意義、目標、方法及び内容の開発的・先端的な教育研究を推進する。

教育人間科学専攻	教育にかかわる人間科学の未解決な問題を深く認識し、その領域の方法論に習熟した研究・教育能力及び関連政策の立案能力を備えた研究者及び高度な専門的職業人を養成するとともに、教育の理念、価値、歴史及び政策、高等教育、生涯にわたる人間形成の心理的メカニズム及びその基礎過程等の教育諸科学分野の理論的・実証的研究を基盤として、学際的・総合的・先端的な教育研究を推進する。
----------	--

(専修)

第3条 次の表の左欄に掲げる博士課程前期の各専攻に、それぞれ同表右欄に掲げる専修を置く。

専攻名	専修名
学習科学専攻	学習開発基礎専修 カリキュラム開発専修
科学文化教育学専攻	自然システム教育学専修 数学教育学専修 技術・情報教育学専修 社会認識教育学専修
言語文化教育学専攻	国語文化教育学専修 英語文化教育学専修 日本語教育学専修
生涯活動教育学専攻	健康スポーツ教育学専修 人間生活教育学専修 音楽文化教育学専修 造形芸術教育学専修

(特別コース)

第4条 博士課程前期に、留学生特別コースを置く。

(教育課程)

第5条 博士課程前期及び博士課程後期の教育課程は、それぞれ別表第1及び別表第2のとおりとする。

(授業科目等)

第6条 授業科目及びその単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 授業時間割は、学年の始めに発表する。

(単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(履修方法)

第8条 学生は、主任指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 指定する期間に所定の手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められるときに限り、当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。

- 3 学生は、主任指導教員が必要と認めたときは、研究科長の許可を得て他の研究科等又は学部の授業科目を当該他の研究科等又は学部の定めるところにより履修することができる。この場合において、当該履修単位は、広島大学大学院教育学研究科教授会（以下「教授会」という。）の承認を得て研究科で修得した選択科目の単位とみなすことができる。ただし、学部で履修した授業科目の単位は、研究科で修得したものとして認めない。
- 4 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。
(指導教員)

第9条 教授会は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生の入学後速やかに学生ごとに主任指導教員及び複数の副指導教員を定める。

- 2 学生は、主任指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て、その承認を得なければならない。
(研究題目)

第10条 学生は、主任指導教員の指導により研究題目を定め、入学後1月以内に研究科長に届け出なければならない。

(研究計画)

第11条 博士課程後期の学生は、主任指導教員の指導により研究計画を定め、入学後6月以内に主任指導教員に届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第12条 職業を有する学生については、教授会が教育上特別の必要があると認めたときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

- 2 長期履修の期間の最長年限は、博士課程前期にあっては4年、博士課程後期にあっては6年とする。

(授業科目の成績)

第14条 授業科目の成績は、試験又は研究報告により認定する。

- 2 研究報告は、当該授業科目に関する事項に限るものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 研究科は、教育上有益と認めるときは、研究科に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、研究科において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）以外のものについては、10単位を超えないものとする。

- 3 前2項の規定による既修得単位の認定は、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところによる。

(教育職員免許状)

第16条 学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類に応じ、教育職員の普通免許状の授与の所要資格を取得することができる。

専攻等		免許状の種類	免許教科の種類
学習科学 専攻	学習開発基礎専修	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 工業, 家庭, 英語
		幼稚園教諭専修免許状	
	カリキュラム開発 専修	小学校教諭専修免許状	
		幼稚園教諭専修免許状	
特別支援教育学専攻		特別支援学校教諭専修免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
科学文化教育学専攻		中学校教諭専修免許状	社会, 数学, 理科, 技術
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史, 公民, 数学, 理科, 情報, 工業
言語文化教育学専攻		中学校教諭専修免許状	国語, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 英語
生涯活動教育学専攻		中学校教諭専修免許状	音楽, 美術, 保健体育, 家庭
		高等学校教諭専修免許状	音楽, 美術, 保健体育, 家庭
教育学専攻		中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
心理学専攻		高等学校教諭専修免許状	公民

(博士課程前期の修了要件)

第17条 博士課程前期の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別表第1に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程後期の修了要件)

第18条 博士課程後期の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別表第2に定める授業科目を履修の上10単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間及び履修単位に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学し、所定の単位を4単位以上（2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年以上在学し、所定の単位を4単位以上）修得すれば足りるものとする。

(学位論文の提出)

第19条 博士課程前期の学生は、別に定める期日までに、主任指導教員及び副指導教員の承認を得て修士論文題目届（課題研究題目届）及び修士論文（課題研究報告書等）を研究科長に提出しなければならない。

第20条 博士課程後期の学生は、別に定める期日までに、主任指導教員及び副指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第21条 学位論文の審査については、広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）及び広島大学学位規則教育学研究科内規（平成16年4月1日研究科長決裁）の定めるところによる。

(最終試験)

第22条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について、その学位論文を中心に筆記又は口頭により行う。

2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

3 最終試験の評価は、合格又は不合格をもって示す。

(再入学)

第23条 博士課程前期又は博士課程後期を退学した者で再入学を志願するものは、学期の始めに限り、教授会の議を経て学長に願い出ることができる。

2 博士課程後期を退学した者が学位論文を完成するために再入学するときの在学年限については、別に定める。

3 再入学志願者に対しては、必要に応じ学力試験を行うことがある。

第24条 再入学は、退学前に所属した専攻に入学するものとする。

(退学、転学及び休学)

第25条 博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、なお修了できない者で引き続き在学を希望するものは、教授会の承認を得て所定の年限在学することができる。

2 在学を希望しない者及び許可されない者は、退学するものとする。

第26条 退学、転学及び休学については、所定の手続を行い、教授会の承認を得なければならない。

(転専攻)

第27条 専攻の変更は、原則として認めない。ただし、教授会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(雑則)

第28条 この細則に定めるもののほか、学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日において教育学研究科に在学する学生の授業科目及び開設単位数については、施行後の広島大学大学院教育学研究科細則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前に入学した学生の授業科目及び開設単位数については、この細則による改正後の広島大学大学院教育学研究科細則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した学生の授業科目及び開設単位数については、この細則による改正後の広島大学大学院教育学研究科細則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学大学院教育学研究科細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学大学院教育学研究科細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学大学院教育学研究科細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学大学院教育学研究科細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学大学院教育学研究科細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学大学院教育学研究科細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第5条、第6条、第17条関係）

学習科学専攻（学習開発基礎専修） 博士課程前期

履修方法

- (1) 必修は、指導教員の特講及び演習4単位を含めて12単位とする。
 - (2) 選択科目18単位については、6単位まで研究科内の他専攻又は他専修開設科目の履修単位を充てることができる。
 - (3) 特別研究と課題研究の両方を履修することは、原則としてできない。

学習科学専攻（カリキュラム開発専修） 博士課程前期

初等教科学習開発特講（体育）	2		
初等教育学習指導法開発セミナー（体育）	2		
初等教科学習開発特論（体育）	2		
初等教育評価開発セミナー（体育）	2		
初等教科学習開発特講（家庭）	2		
初等教育学習指導法開発セミナー（家庭）	2		
初等教科学習開発特論（家庭）	2		
初等教育評価開発セミナー（家庭）	2		
初等教科学習開発特講（外国語活動）	2		
初等教育学習指導法開発セミナー（外国語活動）	2		
初等教育評価開発セミナー（外国語活動）	2		
初等教科学習材構造特講（国語）	2		
初等教育学習材開発セミナー（国語）	2		
初等教科学習材構造特論（国語）	2		
初等教科学習材構造特講（社会）	2		
初等教育学習材開発セミナー（社会）	2		
初等教科学習材構造特論（社会）	2		
初等教科学習材構造特講（算数）	2		
初等教育学習材開発セミナー（算数）	2		
初等教科学習材構造特論（算数）	2		
初等教科学習材構造特講（理科）	2		
初等教育学習材開発セミナー（理科）	2		
初等教科学習材構造特論（理科）	2		
初等教科学習材構造特講（生活）	2		
初等教育学習材開発セミナー（生活）	2		
初等教科学習材構造特講（音楽）	2		
初等教育学習材開発セミナー（音楽）	2		
初等教科学習材構造特論（音楽）	2		
初等教科学習材構造特講（図画工作）	2		
初等教育学習材開発セミナー（図画工作）	2		
初等教科学習材構造特論（図画工作）	2		
初等教科学習材構造特講（体育）	2		
初等教育学習材開発セミナー（体育）	2		
初等教科学習材構造特論（体育）	2		
初等教科学習材構造特講（家庭）	2		
初等教育学習材開発セミナー（家庭）	2		
初等教科学習材構造特論（家庭）	2		
* 初等教育アクションリサーチ実習 I	2		
* 初等教育アクションリサーチ実習 II	2		
* 初等教育課題解決実習 I	2		
* 初等教育課題解決実習 II	2		
特別支援教育特論	2		
* 教育課程編成・評価の理論と実践	2		
* 生徒指導・教育相談の理論と実践	2		
* 学校経営・教育行政の理論と実践	2		
* 特別支援教育の理論と実践	2		
* 現代教師教育の理論と実践	2		
体験型海外教育実地研究	2		
教育学研究科開設科目			
計			30

履修方法

- (1) 必修は、12単位とする。
- (2) 選択科目18単位については、6単位まで研究科内の他専攻又は他専修開設科目の履修単位を充てることができる。
- (3) アクションリサーチI・II及び課題解決セミナーI・IIのいずれかを履修しようとする場合は、これら全科目を履修すること。
- (4) 特別研究及びに課題研究並びに「アクションリサーチI・II及び課題解決セミナーI・IIの4科目」のうち、いずれか一つ(ただし、アクションリサーチ等は4科目で一つとみなす。)を履修すること。
- (5) *の科目は教職高度化プログラムを選択している学生のみ受講できる。

特別支援教育学専攻 博士課程前期

履修方法

- (1) 必修は、8単位とする。
 - (2) 選択科目22単位については、6単位まで研究科内の他専攻開設科目の履修単位を充てることができる。
 - (3) 特別研究と課題研究の両方を履修することは、原則としてできない。

科学文化教育学専攻（自然システム教育学専修） 博士課程前期

授業科目		開設単位数	履修単位数	
必修科目	選択科目		必修	選択
必修科目	科学文化教育学特講	2	2	
	科学教育学特別研究 科学教育方法学特別研究 自然システム内容学特別研究（物理学） 自然システム内容学特別研究（化学） 自然システム内容学特別研究（生物学） 自然システム内容学特別研究（地学）	4 4 4 4 4 4	4	
選択科目	* 理科教育アクションリサーチ I * 理科教育アクションリサーチ II * 理科教育課題解決セミナー I * 理科教育課題解決セミナー II	1 1 1 1		
必修科目	科学教育学特講 I 科学教育方法学特講 I 自然システム内容学特講（物理学）I 自然システム内容学特講（化学）I 自然システム内容学特講（生物学）I 自然システム内容学特講（地学）I	2 2 2 2 2 2	2	
	科学教育学特講 II 科学教育方法学特講 II 自然システム内容学特講（物理学）II 自然システム内容学特講（化学）II 自然システム内容学特講（生物学）II 自然システム内容学特講（地学）II	2 2 2 2 2 2		
	科学教育学演習 I 科学教育学演習 II 科学教育方法学演習 I 科学教育方法学演習 II 自然システム内容学特講（物理学）III 自然システム内容学演習（物理学）I 自然システム内容学演習（物理学）II 自然システム内容学演習（物理学）III 自然システム内容学特講（化学）III 自然システム内容学演習（化学）I 自然システム内容学演習（化学）II 自然システム内容学演習（化学）III 自然システム内容学特講（生物学）III 自然システム内容学演習（生物学）I 自然システム内容学演習（生物学）II 自然システム内容学演習（生物学）III	1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1	20	

選 択 科 目	自然システム内容学特講（地学）Ⅲ	2		
	自然システム内容学演習（地学）Ⅰ	1		
	自然システム内容学演習（地学）Ⅱ	1		
	自然システム内容学演習（地学）Ⅲ	1		
	理科教育学習材開発セミナーⅠ	2		
	理科教育学習材開発セミナーⅡ	2		
	理科教育学習指導法開発セミナー	2		
	理科教育評価開発セミナー	2		
	* 教育課程編成・評価の理論と実践	2		
	* 生徒指導・教育相談の理論と実践	2		
	* 学校経営・教育行政の理論と実践	2		
	* 特別支援教育の理論と実践	2		
	* 現代教師教育の理論と実践	2		
	* 中等教科教育研究方法論	2		
	* 理科教育マイクロティーチング	2		
	* 理科教育事例研究	2		
	* 理科教育アクションリサーチ実習Ⅰ	2		
	* 理科教育アクションリサーチ実習Ⅱ	2		
	* 理科教育課題解決実習Ⅰ	2		
	* 理科教育課題解決実習Ⅱ	2		
教　育　学　研　究　科　開　設　科　目				
計			30	

履修方法

- (1) 必修は、10単位とする。
- (2) 選択科目20単位については、6単位まで研究科内その他専攻又は他専修開設科目の履修単位を充てることができる。
- (3) アクションリサーチI・II及び課題解決セミナーI・IIのいずれかを履修しようとする場合は、これら全科目を履修すること。
- (4) 特別研究と「アクションリサーチI・II及び課題解決セミナーI・IIの4科目」の両方を履修することはできない。
- (5) *の科目は教職高度化プログラムを選択している学生のみ受講できる。

科学文化教育学専攻（数学教育学専修） 博士課程前期

履修方法

- (1) 必修は、10単位とする。
 - (2) 選択科目20単位については、6単位まで研究科内の他専攻又は他専修開設科目の履修単位を充てることができる。
 - (3) アクションリサーチI・II及び課題解決セミナーI・IIのいずれかを履修しようとする場合は、これら全科目を履修すること。
 - (4) 特別研究と「アクションリサーチI・II及び課題解決セミナーI・IIの4科目」の両方を履修することはできない。
 - (5) *の科目は教職高度化プログラムを選択している学生のみ受講できる。

科学文化教育学専攻（技術・情報教育学専修） 博士課程前期

授業科目		開設単位数	履修単位数	
必修科目	選択科目		必修	選択
科学文化教育学特講 技術教育学特講 情報教育学特講		2 2 2	6	
技術教育学の理論と実践 技術教育評価特講 技術教育学特別研究 技術教育学課題研究		2 2 4 4		
情報教育学の理論と実践 情報教育評価特講 情報教育学特別研究 情報教育学課題研究		2 2 4 4		
技術内容学特講 I 技術内容学特講 II 技術内容学特講 III 技術内容学の理論と実践I 技術内容学の理論と実践II 技術内容学の理論と実践III 技術内容学特論I 技術内容学特論 II 技術内容学特論 III 技術内容学特別研究 技術内容学課題研究		2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 4	6	18
情報内容学特講 I 情報内容学特講 II 情報内容学特講 III 情報内容学特講 IV 情報内容学の理論と実践 I 情報内容学の理論と実践 II 情報内容学の理論と実践 III 情報内容学の理論と実践 IV 情報内容学特論 I 情報内容学特論 II 情報内容学特論 III 情報内容学特論 IV 情報内容学特別研究 情報内容学課題研究		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 4		
教育学研究科開設科目 大学院共通科目				
計				30

履修方法

- (1) 必修は、主として専攻する領域の特講 2 単位及び理論と実践 2 単位を含めて 12 単位とする。
- (2) 選択科目 18 単位については、6 単位まで研究科内の他専攻又は他専修開設科目及び 大学院共通科目の履修単位を充てることができる。
- (3) 特別研究と課題研究の両方を履修することは、原則としてできない。

授業科目		開設単位数	履修単位数	
必修科目	選択		必修	選択
	科学文化教育学特講	2	2	
	社会認識教育学特講 I (社会科・公民科) 社会認識教育学特講 II (社会科・公民科) 社会認識教育学特講 III (社会科・地理歴史科) 社会認識教育学特講 IV (社会科・地理歴史科) 社会認識教育学特講 V (社会科・地理歴史科) 社会認識教育学特講 VI (社会科・地理歴史科) 社会認識教育学特別研究 I (社会科・地理歴史科) 社会認識教育学特別研究 II (社会科・公民科)	4 4 4 4 4 4 4 4		
必修	社会認識教育方法学特講 I (社会科・公民科) 社会認識教育方法学特講 II (社会科・公民科) 社会認識教育方法学特講 III (社会科・地理歴史科) 社会認識教育方法学特講 IV (社会科・地理歴史科) 社会認識教育方法学特別研究 I (社会科・地理歴史科) 社会認識教育方法学特別研究 II (社会科・公民科)	4 4 4 4 4 4	8	20
科目	地理認識内容学特講 I 地理認識内容学特講 II 地理認識内容学特講 III 地理認識内容学特講 IV 地理認識内容学実践研究 I 地理認識内容学実践研究 II 地理認識内容学特別研究 地理認識内容学課題研究	4 4 4 4 4 4 4 4		
	日本史認識内容学特講 I 日本史認識内容学特講 II 日本史認識内容学特講 III 日本史認識内容学特講 IV 日本史認識内容学実践研究 I 日本史認識内容学実践研究 II 日本史認識内容学特別研究 日本史認識内容学課題研究	4 4 4 4 4 4 4 4		
	世界史認識内容学特講 I 世界史認識内容学特講 II 世界史認識内容学特講 III 世界史認識内容学特講 IV 世界史認識内容学実践研究 世界史認識内容学特別研究 世界史認識内容学課題研究	4 4 4 4 4 4 4		

	市民性・社会科学認識内容学特講 I	4	
	市民性・社会科学認識内容学特講 II	4	
	市民性・社会科学認識内容学特講 III	4	
	市民性・社会科学認識内容学特講 IV	4	
	市民性・社会科学認識内容学特講 V	4	
	市民性・社会科学認識内容学特講 VI	4	
	市民性・社会科学認識内容学実践研究 I	4	
	市民性・社会科学認識内容学実践研究 II	4	
	市民性・社会科学認識内容学実践研究 III	4	
	市民性・社会科学認識内容学特別研究	4	
	市民性・社会科学認識内容学課題研究	4	
	社会科（地理歴史科・公民科）学習材開発セミナー	2	
	社会科（地理歴史科・公民科）学習指導法開発セミナー	2	
	社会科（地理歴史科・公民科）教育評価開発セミナー	2	
	* 教育課程編成・評価の理論と実践	2	
	* 生徒指導・教育相談の理論と実践	2	
	* 学校経営・教育行政の理論と実践	2	
	* 特別支援教育の理論と実践	2	
	* 現代教師教育の理論と実践	2	
	* 中等教科教育研究方法論	2	
	* 社会科（地理歴史科・公民科）教育マイクロティーチング	2	
	* 社会科（地理歴史科・公民科）教育事例研究	2	
	* 社会科（地理歴史科・公民科）教育アクションリサーチ I	1	
	* 社会科（地理歴史科・公民科）教育アクションリサーチ II	1	
	* 社会科（地理歴史科・公民科）教育課題解決セミナー I	1	
	* 社会科（地理歴史科・公民科）教育課題解決セミナー II	1	
	* 社会科（地理歴史科・公民科）教育アクションリサーチ実習 I	2	
	* 社会科（地理歴史科・公民科）教育アクションリサーチ実習 II	2	
	* 社会科（地理歴史科・公民科）教育課題解決実習 I	2	
	* 社会科（地理歴史科・公民科）教育課題解決実習 II	2	
	体験型海外教育実地研究	2	
選 択 科 目	教育学研究科開設科目		
	計		30

履修方法

- (1) 必修は、主として専攻する領域の 8 単位を含めて 10 単位とする。
- (2) 選択科目 20 単位については、6 単位まで研究科内の他専攻又は他専修開設科目の履修単位を充てることができる。
- (3) アクションリサーチ I・II 及び課題解決セミナー I・II のいずれかを履修しようとする場合は、これら全科目を履修すること。
- (4) 特別研究と「アクションリサーチ I・II 及び課題解決セミナー I・II の 4 科目」の両方を履修することはできない。
- (5) * の科目は教職高度化プログラムを選択している学生のみ受講できる。

言語文化教育学専攻（国語文化教育学専修） 博士課程前期

履修方法

- (1) 必修は、10単位とする。

(2) 選択科目20単位については、6単位まで研究科内の他専攻又は他専修開設科目の履修単位を充てることができる。

(3) アクションリサーチI・II及び課題解決セミナーI・IIのいずれかを履修しようとする場合は、これら全科目を履修すること。

(4) 特別研究と「アクションリサーチI・II及び課題解決セミナーI・IIの4科目」の両方を履修することはできない。

(5) *の科目は教職高度化プログラムを選択している学生のみ受講できる。

言語文化教育学専攻（英語文化教育学専修） 博士課程前期

授業科目		開設単位数	履修単位数
必修科目	言語文化教育プロジェクト	2	2
選択必修科目	英語教育学特別研究 I	4	4
	英語教育学特別研究 II	4	
	英語教育学特別研究 III	4	
	英語文化学特別研究 I	4	
	英語文化学特別研究 II	4	
	* 英語教育アクションリサーチ I	1	
	* 英語教育アクションリサーチ II	1	
	* 英語教育課題解決セミナー I	1	
	* 英語教育課題解決セミナー II	1	
	英語教育学特講 I	2	
選択必修科目	英語教育学特講 II	2	4
	英語言語科学特講	2	
	英語文化内容特講	2	
	英語教育学特論 I	2	
	英語教育学特論 II	2	
	英語言語科学特論 I	2	
	英語言語科学特論 II	2	
	英語教育課程論演習	2	
	英語言語科学演習	2	
	英語教育学演習	2	
選択必修科目	英語教育内容学演習	2	20
	英語教育メディア論演習	2	
	英語教育学習材開発セミナー	2	
	英語教育学習指導法開発セミナー	2	
	英語教育評価開発セミナー	2	
	* 教育課程編成・評価の理論と実践	2	
	* 生徒指導・教育相談の理論と実践	2	
	* 学校経営・教育行政の理論と実践	2	
	* 特別支援教育の理論と実践	2	
	* 現代教師教育の理論と実践	2	
教育学研究科開設科目			
大学院共通科目			
計			30

履修方法

- (1) 必修は、10単位とする。
 - (2) 選択科目20単位については、6単位まで研究科内の他専攻又は他専修開設科目及び大学院共通科目の履修単位を充てることができる。
 - (3) アクションリサーチI・II及び課題解決セミナーI・IIのいずれかを履修しようする場合は、これら全科目を履修すること。
 - (4) 特別研究と「アクションリサーチI・II及び課題解決セミナーI・IIの4科目」の両方を履修することはできない。
 - (5) *の科目は教職高度化プログラムを選択している学生のみ受講できる。

言語文化教育学専攻（日本語教育学専修） 博士課程前期

授業科目		開設単位数	履修単位数	
必修科目	選択科目		必修	選択
必修科目	言語文化教育プロジェクト	2	2	
選択科目	日本語教育学特別研究Ⅰ	4		
	日本語教育学特別研究Ⅱ	4		
	日本語教育学特別研究Ⅲ	4		
	日本語教育学特別研究Ⅳ	4		
	日本語教育学特別研究Ⅴ	4		
	日本語教育学特別研究Ⅵ	4		
	日本語教育学特別研究Ⅶ	4		
	日本語教育学特別研究Ⅷ	4		
必修科目	日本語教育学特講	2		
	日本語教育評価法特講	2		
	日本語教育方法学特講Ⅰ	2		
	日本語教育方法学特講Ⅱ	2		
	日本語学特講Ⅰ	2		
	日本語学特講Ⅱ	2		
	日本語史特講	2		
	日本語表現法特講	2		
	日本語位相論特講	2		
	第二言語習得論特講	2		
	社会言語学特講	2		
	対照言語学特講Ⅰ	2		
	対照言語学特講Ⅱ	2		
	言語教育工学特講	2		
	日本思想史特講	2		
	比較文化学特講	2		
	日本近代文学特講	2		
	異文化間教育学特講	2		

選 択 科 目	日本語教育学演習	1	
	日本語教育評価法演習	1	
	日本語教育方法学演習	1	
	日本語学演習 I	1	
	日本語表現法演習	1	
	日本語位相論演習	1	
	第二言語習得論演習	1	
	対照言語学演習 I	1	
	対照言語学演習 II	1	
	日本思想史演習	1	
	比較文化学演習	1	
	日本近代文学演習	1	
	異文化間教育学演習	1	
言語科学特論		2	
教 育 学 研 究 科 開 設 科 目			
計			30

履修方法

- (1) 必修は、12単位とする。
- (2) 選択科目18単位については、6単位まで研究科内の他専攻又は他専修開設科目の履修単位を充てることができる。
- (3) 特別研究と課題研究の両方を履修することは、原則としてできない。

生涯活動教育学専攻(健康スポーツ教育学専修) 博士課程前期

授業科目		開設単位数	履修単位数	
必修科目	選択科目		必修	選択
必修科目	生涯活動教育学特講	2	2	
選択科目	健康学特講（運動生理科学） 健康学演習（運動生理科学） 保健体育科教育内容学（健康教育学） 健康学演習（スポーツ医学） 健康学特別研究	2 2 2 2 4		
必修科目	スポーツ学特講（スポーツ社会学） スポーツ学演習（スポーツ社会学） スポーツ学特講（スポーツ経営学） スポーツ学演習（スポーツ経営学） スポーツ学特別研究	2 2 2 2 4	8	20
必修科目	スポーツ技術学特講（個人・対人スポーツ論） スポーツ技術学演習（個人・対人スポーツ論） 保健体育科教育内容学（表現運動論） スポーツ技術学演習（表現運動論） スポーツ技術学特別研究	2 2 2 2 4		
必修科目	スポーツ教育方法学特講（スポーツコーチ論） スポーツ教育方法学演習（スポーツコーチ論） スポーツ教育方法学特講（スポーツトレーニング論） スポーツ教育方法学演習（スポーツトレーニング論） スポーツ教育方法学特別研究	2 2 2 2 4		
必修科目	保健体育科教育学特講（スポーツ教育論） スポーツ教育学演習（スポーツ教育論） 保健体育科教育学特講（スポーツ教材構成論） スポーツ教育学演習（スポーツ教材構成論） スポーツ教育学特別研究	2 2 2 2 4		

	保健体育科教育学習材開発セミナー	2	
	保健体育科教育学習指導法開発セミナー	2	
	保健体育科教育評価開発セミナー	2	
	特別活動セミナー	1	
*	教育課程編成・評価の理論と実践	2	
*	生徒指導・教育相談の理論と実践	2	
*	学校経営・教育行政の理論と実践	2	
*	特別支援教育の理論と実践	2	
*	現代教師教育の理論と実践	2	
*	中等教科教育研究方法論	2	
*	保健体育科教育マイクロティーチング	2	
*	保健体育科教育事例研究	2	
*	保健体育科教育アクションリサーチ I	1	
*	保健体育科教育アクションリサーチ II	1	
*	保健体育科教育課題解決セミナー I	1	
*	保健体育科教育課題解決セミナー II	1	
*	保健体育科教育アクションリサーチ実習 I	2	
*	保健体育科教育アクションリサーチ実習 II	2	
*	保健体育科教育課題解決実習 I	2	
*	保健体育科教育課題解決実習 II	2	
選択科目	教育学研究科開設科目		
	計		30

履修方法

- (1) 必修は、主として専攻する領域の8単位を含めて10単位とする。
- (2) 選択科目20単位については、6単位まで研究科内の他専攻又は他専修開設科目の履修単位を充てることができる。
- (3) アクションリサーチI・II及び課題解決セミナーI・IIのいずれかを履修しようとする場合は、これら全科目を履修すること。
- (4) 特別研究と「アクションリサーチI・II及び課題解決セミナーI・IIの4科目」の両方を履修することはできない。
- (5) *の科目は教職高度化プログラムを選択している学生のみ受講できる。

生涯活動教育学専攻（人間生活教育学専修） 博士課程前期

授業科目		開設単位数	履修単位数	
必修科目	選択科目		必修	選択
	生涯活動教育学特講	2	2	
	人間生活教育学特講Ⅰ（家庭科） 人間生活教育学特講Ⅱ（家庭科） 人間生活教育方法・評価論特講（家庭科） 人間生活教育学演習（家庭科） 人間生活教育学実践研究（家庭科） 人間生活教育学特別研究（家庭科） 人間生活教育学課題研究（家庭科）	2 2 2 2 2 4 4		
	人間生活経営学特講Ⅰ 人間生活経営学特講Ⅱ 人間生活経営学特講Ⅲ 人間生活経営学演習 人間生活経営学実践研究 人間生活経営学特別研究 人間生活経営学課題研究	2 2 2 2 2 4 4	10	18
	人間生活内容学特講Ⅰ 人間生活内容学特講Ⅱ 人間生活内容学特講Ⅲ 人間生活内容学特講Ⅳ 人間生活内容学特講Ⅴ 人間生活内容学演習 人間生活内容学実践研究 人間生活内容学特別研究 人間生活内容学課題研究	2 2 2 2 2 2 2 4 4		
選択科目	教育学研究科開設科目			
	大学院共通科目			
計			30	

履修方法

- (1) 必修は、主として専攻する領域の8単位を含めて12単位とする。
- (2) 選択科目18単位については、6単位まで研究科内の他専攻又は他専修開設科目及び大学院共通科目の履修単位を充てることができる。
- (3) 特別研究と課題研究の両方を履修することは、原則としてできない。

生涯活動教育学専攻（音楽文化教育学専修） 博士課程前期

授業科目		開設 単位数	履修単位数	
必修科目	選択科目		必修	選択
	生涯活動教育学特講	2	2	
	音楽教育学特講Ⅰ	4		
	音楽教育学演習Ⅰ	2		
	音楽教育学特講Ⅱ	4		
	音楽教育学演習Ⅱ	2		
	音楽文化教育方法・評価論特講	2		
	音楽教育学実践研究	2		
	音楽教育学特別研究	4		
	音楽教育学課題研究	4		
	音楽学特講	4		
	音楽学演習	2		
	音楽学実践研究	2		
	音楽学特別研究	4		
	音楽学課題研究	4		
	作曲特講	4	10	
	作曲演習	2		
	作曲実践研究	2		
	作曲特別研究	4		
	作曲課題研究	4		
	器楽特講Ⅰ	4	18	
	器楽演習Ⅰ	2		
	器楽特講Ⅱ	4		
	器楽演習Ⅱ	2		
	器楽特講Ⅲ	4		
	器楽演習Ⅲ	2		
	器楽実践研究	2		
	器楽特別研究	4		
	器楽課題研究	4		

	声楽特講Ⅰ	4	
	声楽演習Ⅰ	2	
	声楽特講Ⅱ	4	
	声楽演習Ⅱ	2	
	声楽実践研究	2	
	声楽特別研究	4	
	声楽課題研究	4	
選択科目	教 育 学 研 究 科 開 設 科 目		
	計		30

履修方法

- (1) 必修は、主として専攻する領域の8単位を含めて12単位とする。
- (2) 選択科目18単位については、6単位まで研究科内の他専攻又は他専修開設科目の履修単位を充てることができる。
- (3) 特別研究と課題研究の両方を履修することは、原則としてできない。

生涯活動教育学専攻（造形芸術教育学専修） 博士課程前期

授業科目		開設単位数	履修単位数	
必修科目	選択科目		必修	選択
	生涯活動教育学特講 造形芸術教育学特講（美術科）	2 2	4	
	造形芸術教育学演習（美術科） 造形芸術教育方法・評価論特講（美術科） 造形芸術教育学実践研究A（教育内容論：美術科） 造形芸術教育学実践研究B（教育課程論：美術科） 造形芸術教育学特別研究A（美術科） 造形芸術教育学特別研究B（美術科） 造形芸術教育学課題研究A（美術科） 造形芸術教育学課題研究B（美術科）	1 2 2 2 4 4 4 4		
	絵画表現特講 絵画教育表現演習 絵画表現実践研究 絵画表現特別研究 絵画表現課題研究	2 1 2 4 4		
	彫刻表現特講 彫刻教育表現演習 彫刻表現実践研究 彫刻表現特別研究 彫刻表現課題研究	2 1 2 4 4		18 8
	デザイン表現特講 デザイン教育表現演習 デザイン表現実践研究 デザイン表現特別研究 デザイン表現課題研究	2 1 2 4 4		

工芸表現特講	2	
工芸教育表現演習	1	
工芸表現実践研究	2	
工芸表現特別研究	4	
工芸表現課題研究	4	
造形芸術学特講	2	
造形芸術学演習	1	
造形芸術学実践研究	2	
美術史特論 I (日本・東洋)	2	
美術史特論 II (西洋)	2	
造形芸術学特別研究	4	
造形芸術学課題研究	4	
選択科目	教 育 学 研 究 科 開 設 科 目	
	計	30

履修方法

- (1) 必修は、主として専攻する領域の8単位を含めて12単位とする。
- (2) 主として専攻する領域の8単位については、当該領域の「特講」2単位（造形芸術学教育学の領域にあっては、「特講」に「造形芸術教育実践研究A（教育内容論：美術科）又は「造形芸術教育実践研究B（教育課程論：美術科）」のいずれか2単位を加えた4単位）を含めて履修すること。
- (3) 選択科目18単位については、6単位まで研究科内の他専攻又は他専修開設科目の履修単位を充てることができる。
- (4) 特別研究と課題研究の両方を履修することは、原則としてできない。

必修科目	授業科目	開設単位数	履修単位数	
			必修	選択
	教育学総合演習	1	1	
	教育哲学特講	2		
	日本東洋教育史特講	2		
	西洋教育史特講	2		
	教育社会学特講	2		
	教育方法学特講	2		
	社会教育学特講	2		
	教育行政学特講	2		
	比較教育学特講	2		
	教育経営学特講	2		
	幼児教育学特講	2		
	国際教育交流論特講	2		
	教育とジェンダーの国際比較論特講	2	13	
	教育哲学演習	1		16
	日本東洋教育史演習	1		
	西洋教育史演習	1		
	教育社会学演習	1		
	教育方法学演習	1		
	社会教育学演習	1		
	教育行財政学演習	1		
	比較教育学演習	1		
	教育経営学演習	1		
	幼児教育学演習	1		
	幼児教育学総合研究	1		
	教育調査統計学演習	1		
	教育における多変量解析演習	1		
	教育哲学特別研究	4		
	日本東洋教育史特別研究	4		
	西洋教育史特別研究	4		
	教育社会学特別研究	4		
	教育方法学特別研究	4		
	社会教育学特別研究	4		
	教育行財政学特別研究	4		
	比較教育学特別研究	4		
	教育経営学特別研究	4		
	幼児教育学特別研究	4		
	教育実践課題研究	4		

	* 学校経営・行政開発論	2	
	* 学校経営・行政課題解決セミナー	1	
	* 学校経営・行政実践課題研究 I	1	
	* 学校経営・行政実践課題研究 II	1	
	* 教育課程編成・評価の理論と実践	2	
	* 生徒指導・教育相談の理論と実践	2	
	* 学校経営・教育行政の理論と実践	2	
	* 特別支援教育の理論と実践	2	
	* 現代教師教育の理論と実践	2	
	* 人事評価・人材育成実践論演習	1	
	* 学校組織開発実践論演習	1	
	* 学校危機管理実践論演習	1	
	* 学校経営戦略・評価実践論演習	1	
	* 学校財務実践論演習	1	
	* 学校経営・行政フィールドワーク	1	
	* 学校管理職実務実習	2	
	* 教育行政職実務実習	2	
選択科目	教育学研究科開設科目		
	計		30

履修方法

教育学研究プログラムの学生は、以下の履修方法にしたがうこと。

- (1) 必修は、主として専攻する領域の特講 2 単位、演習 1 単位および特別研究 2 単位を含めて、14 単位とする。
- (2) 選択科目 16 単位については、6 単位まで研究科内の他専攻開設科目の履修単位を充てることができる。
- (3) 特別研究と課題研究の両方を原則履修することはできない。
- (4) 選択必修科目 13 単位のうち、演習を 3 単位以上履修しなければならない。

学校経営・行政開発プログラムの学生は、以下の履修方法にしたがうこと。

- (1) 必修は、「教育行政学特講」2 単位、「教育経営学特講」2 単位、「教育調査統計学演習」1 単位、「課題解決セミナー」1 単位、「実践課題研究 I」1 単位、「実践課題研究 II」1 単位および「学校経営・行政開発論」2 単位を含めて、14 単位とする。
- (2) 選択科目 16 単位については、*の科目を優先して履修すること。
- (3) 選択科目については、6 単位まで研究科内の他専攻開設科目の履修単位を充てることができる。
- (4) *の科目は、教職高度化プログラムを選択している学生のうち現職教員又は過去に教員として勤務した経験のある者のみ受講できる。

	授業科目	開設単位数	履修単位数	
			必修	選択
選択	心理学研究法特講 I	2		
	心理学研究法特講 II	2		
	認知心理学特講	2		
	認知心理学演習 I	1		
	認知心理学演習 II	1		
	認知心理学演習 III	1		
	認知心理学演習 IV	1		
	認知心理学特別研究	4		
	學習心理学特講	2		
	學習心理学演習 I	1		
	學習心理学演習 II	1		
	學習心理学演習 III	1		
必修	學習心理学演習 IV	1		
	學習心理学特別研究	4		
	社会心理学特講	2		
	社会心理学演習 I	1		
	社会心理学演習 II	1		
	社会心理学演習 III	1		
	社会心理学演習 IV	1		
	社会心理学特別研究	4		
	教育心理学特講	2		
	教育心理学演習 I	1		
	教育心理学演習 II	1		
	教育心理学演習 III	1		
科目	教育心理学演習 IV	1		
	教育心理学特別研究	4		
	発達心理学特講	2		
	発達心理学演習 I	1		
	発達心理学演習 II	1		
	発達心理学演習 III	1		
	発達心理学演習 IV	1		
	発達心理学特別研究	4		
	臨床心理学特講 I	2		
	臨床心理学特講 II	2		
	精神医学特講	2		
	心身医学特講	2		
目	臨床心理学特別研究	4		

12

18

	幼児心理学特講 幼児心理学演習Ⅰ 幼児心理学演習Ⅱ 幼児心理学演習Ⅲ 幼児心理学演習Ⅳ 幼児心理学特別研究 幼児心理学観察演習	2 1 1 1 1 4 1	
選 択 科 目	臨床心理面接特講Ⅰ 臨床心理面接特講Ⅱ 臨床心理査定演習Ⅰ 臨床心理査定演習Ⅱ 臨床心理基礎実習Ⅰ 臨床心理基礎実習Ⅱ 臨床心理実習Ⅰ 臨床心理実習Ⅱ 臨床心理応用実習 家族ライフサイクル論特講 学校カウンセリング特講 産業カウンセリング特講 特定心理療法特講 特定心理検査法特講	2 2 2 2 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2	
	教育学研究科開設科目		
	大学院共通科目		
	計		30

履修方法

- (1) 必修は、主として専攻する領域の科目及び「心理学研究法特講Ⅰ・Ⅱ」のうちから12単位とする。ただし、3単位を上限として、心理学専攻開設科目の単位を含めることができる。
- (2) 選択科目18単位については、6単位まで研究科内の他専攻開設科目及び大学院共通科目の履修単位を充てることができる。
- (3) 特別研究と課題研究の両方を履修することは、原則としてできない。

高等教育開発専攻 博士課程前期

授業科目	開設単位数	履修単位数	
		必修	選択
必修科目			
高等教育基礎論Ⅰ（社会学的研究）	2		
高等教育基礎論Ⅱ（比較・歴史的研究）	2		
高等教育基礎論Ⅲ（計量と分析）	2	8	
高等教育基礎論Ⅳ（制度研究）	2		
選択必修科目			
比較高等教育論特講（理念とシステム）	2		
高等教育国際化論特講（歴史と現状）	2		
大学教育論特講（内容と方法）	2		
大学カリキュラム開発論特講	2		
高等教育目標論特講（大学と社会の接続）	2		
高等教育政策・財政論特講（大学のインプット・アウトプット）	2		
高等教育組織論特講（組織と教職員）	2		
高等教育評価論特講（高等教育評価の論理と実際）	2		
高等教育職員開発論特講（大学における教育研究支援体制の整備と学生支援）	2		
高等教育アドミッション論特講（学生募集と入学基準の社会学）	2		
学術政策論特講（研究面から見た大学と政策）	2		
高等教育システム・経営論特講（大学改革の動向）	2		
高等教育基礎演習Ⅰ（実践研究）	2		
高等教育基礎演習Ⅱ（研究講読）	2		
高等教育開発論特別研究	4		
高等教育開発論課題研究	4	4	
選択科目	教育学研究科開設科目		
	計		30

履修方法

- (1) 必修は、必修科目の8単位及び特別研究又は課題研究の4単位を含めて24単位とする。
- (2) 選択科目については、研究科内の他専攻の開設科目の履修単位を充てることができる。
- (3) 特別研究と課題研究の両方を履修することは、原則としてできない。

	授業科目	開設単位数	履修単位数	
			必修	選択
必修科目	Thoughts and History of Education	2		
	Contemporary Japanese Education	2		
	Cross Cultural Study on Education	2		
	School Education in Japan	2		
	Early Childhood, Elementary Education and Learning Science	2		
	Curriculum and Instruction in Secondary Education I : Science, Mathematics, Technology and Engineering Education	2		
	Curriculum and Instruction in Secondary Education II : Language and Social Studies Education	2	26	
	Curriculum and Instruction in Secondary Education III : Physical Education, Music, Arts and Home-economics Education	2		
	Education for Children with Disabilities in Japan	2		
	Peace Education	2		
	Lesson Study	2		
	Directed Study I	2		
	Directed Study II	2		
選択科目	Cooperation for International Education	2		
	Educational Material Development for International Understanding	2		
	Second Language Acquisition	2	4	
	OPTIONAL SUBJECTS offered by GSoE			
計				30

別表第2（第5条、第6条、第18条関係）

学習開発専攻

博士課程後期

授業科目	開設単位数	履修単位数	
		必修	選択
選択必修科目	学習開発講究Ⅰ（学習開発基礎・支援分野）	12	
	学習開発講究Ⅱ（カリキュラム開発分野）	12	2
	学習開発講究Ⅲ（特別支援教育学分野）	12	
	学習開発特別研究Ⅰ（学習開発基礎・支援分野）	6	
	学習開発特別研究Ⅱ（カリキュラム開発分野）	6	2
	学習開発特別研究Ⅲ（特別支援教育学分野）	6	
選択科目	学習開発教授学講究（学習開発基礎・支援分野）	2	
	学習開発教授学講究（カリキュラム開発分野）	2	
	学習開発教授学講究（特別支援教育学分野）	2	
	学習開発教職授業プラクティカムⅠ（学習開発基礎・支援分野）	1	
	学習開発教職授業プラクティカムⅠ（カリキュラム開発分野）	1	
	学習開発教職授業プラクティカムⅠ（特別支援教育学分野）	1	
	学習開発教職授業プラクティカムⅡ（学習開発基礎・支援分野）	1	
	学習開発教職授業プラクティカムⅡ（カリキュラム開発分野）	1	
	学習開発教職授業プラクティカムⅡ（特別支援教育学分野）	1	
計			10

履修方法

- (1) 修了要件の10単位は、選択必修科目の中から次のとおり履修すること。
- ①選択必修科目のうち講究の必修2単位は、主任指導教員以外の教員が担当する科目を履修すること。
 - ②特別研究の必修2単位は、主任指導教員が担当する科目を履修すること。
 - ③選択6単位は、専門とする分野の講究及び特別研究の中から履修する。
- (2) 選択科目の履修にあたっては、専門とする分野の科目を履修すること。

	授業科目	開設単位数	履修単位数	
			必修	選択
選択	科学文化教育学講究Ⅰ（自然システム教育学分野）	12		
	科学文化教育学講究Ⅱ（数学教育学分野）	12		
	科学文化教育学講究Ⅲ（技術・情報教育学分野）	12		
	科学文化教育学講究Ⅳ（社会認識教育学分野）	12		
	言語文化教育学講究Ⅰ（国語文化教育学分野）	12		
	言語文化教育学講究Ⅱ（英語文化教育学分野）	12	2	
	言語文化教育学講究Ⅲ（日本語教育学分野）	12		
	生涯活動教育学講究Ⅰ（健康スポーツ教育学分野）	12		
	生涯活動教育学講究Ⅱ（人間生活教育学分野）	12		
	生涯活動教育学講究Ⅲ（音楽文化教育学分野）	12		
必修	生涯活動教育学講究Ⅳ（造形芸術教育学分野）	12		
	科学文化教育学特別研究Ⅰ（自然システム教育学分野）	6		
	科学文化教育学特別研究Ⅱ（数学教育学分野）	6		
	科学文化教育学特別研究Ⅲ（技術・情報教育学分野）	6		
	科学文化教育学特別研究Ⅳ（社会認識教育学分野）	6		
	言語文化教育学特別研究Ⅰ（国語文化教育学分野）	6		
	言語文化教育学特別研究Ⅱ（英語文化教育学分野）	6	2	
	言語文化教育学特別研究Ⅲ（日本語教育学分野）	6		
	生涯活動教育学特別研究Ⅰ（健康スポーツ教育学分野）	6		
	生涯活動教育学特別研究Ⅱ（人間生活教育学分野）	6		
	生涯活動教育学特別研究Ⅲ（音楽文化教育学分野）	6		
	生涯活動教育学特別研究Ⅳ（造形芸術教育学分野）	6		

	科学文化教育学教授学講究（自然システム教育学分野）	2		
	科学文化教育学教授学講究（数学教育学分野）	2		
	科学文化教育学教授学講究（技術・情報教育学分野）	2		
	科学文化教育学教授学講究（社会認識教育学分野）	2		
	言語文化教育学教授学講究（国語文化教育学分野）	2		
	言語文化教育学教授学講究（英語文化教育学分野）	2		
	言語文化教育学教授学講究（日本語教育学分野）	2		
	生涯活動教育学教授学講究（健康スポーツ教育学分野）	2		
	生涯活動教育学教授学講究（人間生活教育学分野）	2		
	生涯活動教育学教授学講究（音楽文化教育学分野）	2		
	生涯活動教育学教授学講究（造形芸術教育学分野）	2		
選択科目	科学文化教育学教職授業プラクティカムI（自然システム教育学分野）	1		
	科学文化教育学教職授業プラクティカムI（数学教育学分野）	1		
	科学文化教育学教職授業プラクティカムI（技術・情報教育学分野）	1		
	科学文化教育学教職授業プラクティカムI（社会認識教育学分野）	1		
	言語文化教育学教職授業プラクティカムI（国語文化教育学分野）	1		
	言語文化教育学教職授業プラクティカムI（英語文化教育学分野）	1		
	言語文化教育学教職授業プラクティカムI（日本語教育学分野）	1		
	生涯活動教育学教職授業プラクティカムI（健康スポーツ教育学分野）	1		
	生涯活動教育学教職授業プラクティカムI（人間生活教育学分野）	1		
	生涯活動教育学教職授業プラクティカムI（音楽文化教育学分野）	1		
	生涯活動教育学教職授業プラクティカムI（造形芸術教育学分野）	1		
	科学文化教育学教職授業プラクティカムII（自然システム教育学分野）	1		
	科学文化教育学教職授業プラクティカムII（数学教育学分野）	1		
	科学文化教育学教職授業プラクティカムII（技術・情報教育学分野）	1		
	科学文化教育学教職授業プラクティカムII（社会認識教育学分野）	1		
	言語文化教育学教職授業プラクティカムII（国語文化教育学分野）	1		
	言語文化教育学教職授業プラクティカムII（英語文化教育学分野）	1		
	言語文化教育学教職授業プラクティカムII（日本語教育学分野）	1		
	生涯活動教育学教職授業プラクティカムII（健康スポーツ教育学分野）	1		
	生涯活動教育学教職授業プラクティカムII（人間生活教育学分野）	1		
	生涯活動教育学教職授業プラクティカムII（音楽文化教育学分野）	1		
	生涯活動教育学教職授業プラクティカムII（造形芸術教育学分野）	1		
計				10

履修方法

- (1) 修了要件の10単位は、選択必修科目の中から次のとおり履修すること。
 - ①選択必修科目のうち講究の必修2単位は、主任指導教員以外の教員が担当する科目を履修すること。
 - ②特別研究の必修2単位は、主任指導教員が担当する科目を履修すること。
 - ③選択6単位は、専門とする分野の講究及び特別研究の中から履修する。
- (2) 選択科目の履修にあたっては、専門とする分野の科目を履修すること。

授業科目		開設単位数	履修単位数	
選択必修科目	必修		選択	
選択必修科目	教育学講究	12		6
	心理学講究	12	2	
	高等教育学講究	12		
	教育学特別研究	6		
	心理学特別研究	6	2	
	高等教育学特別研究	6		
選択科目	教員養成学講究	2		
	大学教授学講究	2		
	教職授業プラクティカムⅠ	1		
	教職授業プラクティカムⅡ	1		
	教職授業プラクティカムⅢ	1		
	教職教育ポートフォリオ	1		
	心理学教職授業教授学講究	2		
	心理学教職授業プラクティカムⅠ	1		
	心理学教職授業プラクティカムⅡ	1		
	高等教育学教授学講究	2		
	高等教育学プラクティカムⅠ	1		
	高等教育学プラクティカムⅡ	1		
計			10	

履修方法

- (1) 修了要件の10単位は、選択必修科目の中から次のとおり履修すること。
- ①選択必修科目のうち講究の必修2単位は、主任指導教員以外の教員が担当する科目を履修すること。
 - ②特別研究の必修2単位は、主任指導教員が担当する科目を履修すること。
 - ③選択6単位は、専門とする分野の講究及び特別研究の中から履修する。
- (2) 選択科目の履修にあたっては、専門とする分野の科目群から履修すること。

4 広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条—第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条—第 14 条)

第 5 章 雜則(第 15 条—第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試間に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第 2 条第 3 項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料 57,000 円を添え、学位に付記する

専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)，かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

- 4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適當と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

- 2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

- 2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。
- 3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。
- 4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

- 2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

- 2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、その授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位授与前に印刷公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、学長は、その学位論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定により学位論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雜則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
 - (2) その名誉を汚辱する行為があったとき。
- 2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。
 - 3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。
(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第6号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則(平成23年8月2日規則第100号)

この規則は、平成22年8月2日から施行し、この規則による改正後の広島大学学位規則の規定は、平成23年7月1日から適用する。

5 広島大学学位規則教育学研究科内規

[平成16.4.1研究科長決裁]

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学学位規則（以下「学位規則」という。）第17条の規定に基づき、広島大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の学位の審査方法等に關し、必要な事項を定める。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第2条 学位規則第3条第2項に定める学位に付記する専攻分野の名称のうち研究科に関するものは、次の表に掲げるとおりとする。

博士課程前期		博士課程後期	
専攻名	専攻分野の名称	専攻名	専攻分野の名称
	修士		博士
学習科学専攻	教育学	学習開発専攻	教育学
特別支援教育学専攻	心理学	文化教育開発専攻	心理学
科学文化教育学専攻	学術	教育人間科学専攻	学術
言語文化教育学専攻			
生涯活動教育学専攻			
教育学専攻			
心理学専攻			
高等教育開発専攻			

第2章 研究科博士課程前期修了認定のために行う学位審査等

(修士論文題目届（課題研究題目届）)

第3条 修士論文題目届（課題研究題目届）は、所定の様式により修了年次の10月31日（前期末修了の場合は、4月30日）までに主任指導教員及び副指導教員の承認を得て研究科長に届け出るものとする。

(修士論文又は課題研究報告書の提出)

第4条 修士論文又は課題研究報告書（以下「修士論文等」という。）は、1月31日（前期末修了の場合は、7月31日）までに主任指導教員及び副指導教員の承認を得た上、正本1通、副本1通計2通及び論文要旨1通を研究科長に提出するものとする。

(修士論文等の審査)

第5条 修士論文等審査は、主任指導教員を主査とする3名以上の審査委員会を組織し、審査に当たる。

- 2 主査は、修士論文等審査報告書を作成し、研究科長に報告するものとする。
- 3 修士論文等審査の評価は、論文概評を付し、合格・不合格をもって示す。
- 4 修士論文等審査は、2月20日（前期末修了の場合は、8月31日）までに終了するものとする。

(修士論文等の発表)

第6条 修士論文等の口頭発表は、2月20日(前期末修了の場合は、8月31日)までに行うものとする。

2 発表の日時・場所は各専攻で公示する。

(最終試験)

第7条 最終試験は、修士論文等提出者について行い、2月20日(前期末修了の場合は、8月31日)までに終了するものとする。

2 最終試験の実施細目は、各専攻ごとに決定する。

3 最終試験の評価は、合格・不合格をもってする。

(修士論文等の保管)

第8条 修士論文等は、審査終了後当該専攻に保管するものとする。

第3章 研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査

(論文提出の資格要件)

第9条 学位規則第2条第2項に規定する博士課程後期修了のための学位論文(以下「論文」という。)を提出できる者は、広島大学大学院教育学研究科細則第18条に規定する単位を修得した者又は修了予定日までに所定の単位を修得することが確実な者で、かつ、論文の作成等に対する指導を受けたものとする。

(論文提出の時期)

第10条 前条に規定する論文の提出時期は、修了予定年度の1月25日までとする。ただし、3年を超えて在学する者は、随時提出することができる。

(論文提出の手続)

第11条 第9条の規定に該当する者が論文を提出する場合は、次の書類を主任指導教員の承認を得て研究科長に提出するものとする。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 論文 | 3通 |
| (2) 論文目録 | 1通 |
| (3) 履歴書 | 1通 |
| (4) 論文の要旨 | 110通 |

(論文の受理)

第12条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、当該論文を受理すべきか否かを研究科教授会に諮るものとする。

(審査委員会)

第13条 学位規則第5条第1項に定める審査委員会は、論文の内容に関連ある教授3名以上の審査委員で組織し、1名が主査となる。

第4章 論文提出による学位審査

(学位授与の申請をすることができる者の資格要件)

第14条 学位規則第2条第3項の規定に基づき、論文提出による博士の学位の授与を申請することができる者は、当該学位を取得するに足ることを証明でき、かつ、学術的独創性ないしは研究能力を評価するために研究科が定めた基準を充たしたものとする。

(論文提出の手続)

第15条 前条に該当する者が論文を提出する場合は、次の書類を研究科長を経て学長に提出するものとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 学位申請書 | 1通 |
| (2) 論文 | 3通 |
| (3) 論文目録 | 1通 |
| (4) 履歴書 | 1通 |
| (5) 論文の要旨(業績表及び研究歴添付) | 110通 |

(論文の受理)

第16条 論文の受理については、第12条の規定を準用する。

(審査委員会及び試問委員会)

第17条 審査委員会については、第13条の規定を準用する。

- 2 学位規則第5条第2項に定める試問委員会は、3名以上の試問委員で組織し、1名が主査となる。
3 審査委員が試問委員を兼ねることができる。

(試験又は試問の方法)

第18条 学位規則第6条第3項の試間に課する外国語は、研究科においては1種類とする。

- 2 学位規則第6条第4項の研究科所定の年限は、博士課程後期に入学したときから10年とする。

第5章 雜則

(その他)

第19条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
2 平成16年3月31日において教育学研究科に在学する者の取扱いについては、この内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年2月21日一部改正)

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
2 平成20年3月31日において教育学研究科に在学する者の取扱いについては、この内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月15日一部改正)

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

6 博士課程前期論文取扱要項

教育学研究科（博士課程前期）においては、専修免許状を取得して教員への就職を希望する者、生涯学習センターや博物館等における専門的指導員への就職を希望する者、あるいは、後期課程に進学して研究職に従事することを希望する学生、さらには現職教員等の社会人など、多様なニーズを持つ学生の入学を予想している。

博士課程前期では、多様なニーズを持つ学生の入学に対応するため、研究科細則第17条修了要件において、専攻（日本語教育学専修、心理学専攻を除く。）によっては修了のための論文作成方法に2通りがある。それは、修士論文を作成のうえ提出するものと、専修免許状を取得して教職に就くことを希望する学生や現職教員等の社会人の場合に、特定の課題についての研究を行いその成果を課題研究報告書として提出する方法である。従って、学生は入学後、指導教員の指導のもとに、修士論文によって学位を取得するか、課題研究報告書によって学位を取得するかをの選択決定しなければならない。なお、いずれの選択においても原則として途中の変更は認めない。

課題研究報告書は、修士論文とは指導を含めて性格を異にするものである。従って、課題研究報告書を作成して修士の学位を取得した者が博士課程後期に進学する場合の選抜方法は、修士論文を作成して修士の学位を取得した者の場合とは同一ではない。

I 修士論文を作成する場合

修士論文は、主任指導教員を含めた複数教員指導体制の下で、一定のテーマについて2年間にわたる研究成果を論文としてまとめたものである。

II 課題研究報告書を作成する場合

- 1 主任指導教員の指導のもとに当該専攻又は専修で開設する課題研究科目を4期にわたって履修しなければならない。なお、主任指導教員以外の教員が開講する課題研究科目を履修した場合には、その担当教員は副指導教員となる。指導教員が単独で開講する科目を履修した場合には、学生のテーマに応じて他教員を副指導教員に加える。副指導教員は2名以上とする。
- 2 主任指導教員を含めた複数教員指導体制の下で、次に示す作成手順に従い課題研究報告書をまとめる。
 - ① 標準在学年限2年を4期（セメスター）に分けて、前半3期（1・2・3セメスター）の各期ごとに履修する課題研究科目の内容に即し、指導教員及び授業担当教員の指導の下に「ターム・ペーパー」を作成するためのテーマ設定を行う。テーマは、原則として、4期にわたって継続性のあるものとする。

- ② 前半3期の各期ごとに、テーマに即したターム・ペーパー（原則として、A4判用紙で10枚程度（8,000字相当、図表等を含む）を作成して、授業担当教員に提出する。
- ③ 第4期（4セメスター）においては、3期分のターム・ペーパーを基にして総合的な考察等を加えたものをA4判用紙で少なくとも5枚程度（4,000字相当）の報告書（課題研究報告書となる）を作成し、所定の期限までに主任指導教員及び副指導教員の承認を得た上、教育学研究科学生支援室に提出するものとする。
- 3 課題研究報告書の審査は、主任指導教員及び副指導教員からなる審査委員会を発足し、課題研究報告書、各期に提出されたターム・ペーパー等により行う。
- 4 ターム・ペーパーとは、設定したテーマに即して、各期に履修する課題研究科目の内容、さらにはフィールド・ワーク（附属学校等での実践・検証等）を基にしたレポートをいう。4期にわたる統一テーマの中で、各期毎に設定したサブ・テーマに応じて作成する。具体的な事例としては、以下のようなものが考えられる。
- 統一テーマ： 小学校における総合的学習の時間のカリキュラム開発
第1期： 小学校における総合的学習の時間の実践事例
第2期： 総合的学習の時間のカリキュラム開発
第3期： カリキュラムに基づく実践とその成果、及び課題
第4期： 各期に提出したターム・ペーパーを基にした課題研究報告書の作成
と発表（発表は、原則として授業時に行う。）

III 教育学研究科修士論文抄刊行

学位論文公刊の趣旨に副い、修士論文の大綱を保存するために修士論文及び課題研究報告書の抄録を教育学研究科修士論文抄に掲載する。
なお、抄録の執筆要領については別途指示する。

7 教育学研究科修士論文抄執筆要領

執筆者は、下記の執筆要領に基づき、指導教員の指導のもとに、直接写真製版ができる完全原稿（以下「原稿」という。）をワープロ等により作成して主任指導教員に提出し、毎年2月末日までに主任指導教員が教育学研究科学生支援室へ提出するものとする。

- 1) 原稿は、A4判2ページとする（題名、執筆者名、本文、図、表、写真、注、引用文献等を含む）。
- 2) 1ページの仕様は、横書き2段組で、各段は10ポイント（欧文の場合は、11ポイント）、47行を原則とする。1行の文字数は24字が望ましい。段間は8mmとする。なお、2段組にすることが論文等の性質上著しく困難な場合は、段組無しにすることができる。また、論文等の性質上横書きとすることが著しく困難な場合は、縦書きとすることができます。
- 3) 1ページ目については、上から6行目までは段組なしとし、論文等題名（14ポイント）、専攻名及び執筆者名（12ポイント）を太字で記載する。
- 4) 字体は明朝体を原則とする（欧文の場合は、Times New Romanが望ましい）。ただし、本文中特に強調等が必要な部分や、図表や公式等には他の字体を使用することができる。見出しは太字とする。
- 5) 原稿は、上下左右各2cm空けるものとする。
- 6) 原稿にはページは打たず、原稿の裏の右上に1, 2と鉛筆書きをする。
- 7) 図、表等は、すべて原稿に入れる。図、表等を貼りつける場合は、貼りつけたままの状態で提出せず、図、表の入った鮮明なコピーを提出する。ただし、写真については、原稿内の挿入場所を空白にし、鮮明な写真を添付すること。なお、写真は白黒写真のみとし、必要最小限にする。
- 8) 図、表、写真等は、左右2段組の段をまたいで掲載してもよい。
- 9) 原稿の内容は、題名、目的、方法、結果及び考察、注、引用文献等とする。
- 10) 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げる。その形式は、各研究分野の学会誌の規定によってよいが、論文の場合は、著者、論文名、雑誌名、巻、年、ページ、単行本の場合は、著者、書名、発行所、年は必ず記す。
- 11) 末尾に指導教員名を入れるものとする。
- 12) 校正は行わない。
- 13) 執筆者に本論文抄を1部配付する。

<指導教員名記載例>

・・・・・
(主任指導教員：西条 次郎
副指導教員：東 広太郎・広島 西子)

8 博士課程後期の研究スケジュール（指針）

博士課程後期修了についての基本的事項は、「広島大学大学院規則」，「広島大学大学院教育学研究科細則」，「広島大学学位規則」及び「広島大学学位規則教育学研究科内規」にそれぞれ規定されているが，教育学研究科博士課程後期に進学・入学した学生が，所定の年限（標準修業年限3年）に修了するための広島大学学位規則教育学研究科内規第9条に定める論文の作成に係る研究スケジュール及び学位審査手続きに関するタイムスケジュールは，以下のとおりである。

研究スケジュール

- 1 第1年次の4月末までに，主任指導教員予定者に対し複数の副指導教員を含む指導グループの編成を依頼し，その結果を以って研究科長へ「研究題目届」を提出する。
- 2 主任指導教員の指導の下に，研究計画を立案する。
- 3 立案した研究計画は，指導グループの研究計画審査を受ける。研究計画審査は第1年次前期より第2年次後期の期間で行うものとする。
- 4 研究計画の概要を，A4判で図表を含めて2,000～4,000字程度にまとめ，研究計画審査が行われる1週間前までに主任指導教員に提出する。
- 5 研究計画審査に合格した者は，研究計画に従って研究を遂行するとともに，研究成果を学術論文にまとめ，予備審査までに学会等が発行するレフリー付きの学術雑誌に2報（うち1報は指導グループが審査した本研究科紀要掲載の単著論文でも可）以上を掲載（採諾でも可）していなければならない。
- 6 研究計画審査が不合格の場合は，主任指導教員の指示により，以後の適切な時期に再度研究計画審査を受ける。
- 7 2報以上の論文を学術雑誌に掲載（採諾でも可）した者は，主任指導教員の指示により予備審査を受けることができる。

注1) 学会等が発行するレフリー付き学術雑誌に掲載された学術論文は，当該学生がファースト・オーサーであれば，共著でもよい。

注2) 適切なレフリー付き学術雑誌のない研究領域では，それに準ずる雑誌等に掲載された論文をもって代えることができる。ただし，この場合，出版されたもの，出版予定の証明，若しくは印刷中の校正原稿の提出を必要とする。

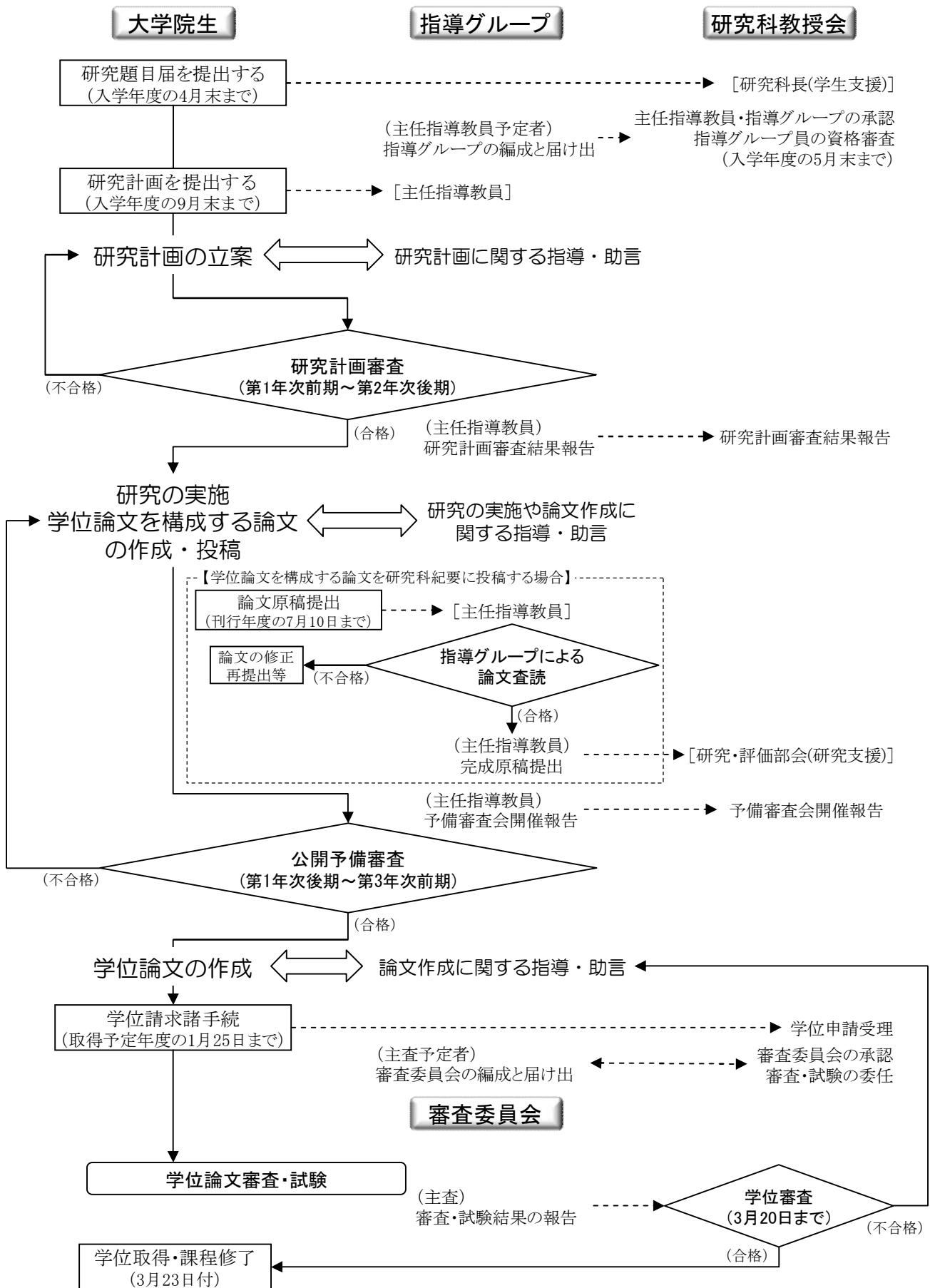
- 8 予備審査を受けることが許可された場合は，発表内容の概要（A4判，枚数任意），学会発表を含む研究業績目録，公表論文の抜き刷り1部又は論文採諾の証明となるもののコピーを，予備審査が行われる1週間前までに主任指導教員に提出する。
- 9 予備審査は，公開の場で発表するものとし，発表30～40分，質疑応答20分を基準とする。
- 10 予備審査に合格した場合は，学位論文を作成し，指導グループに提出して査読を受け，完成させるとともに，研究科教授会に提出する論文の要旨（A4判で図表を含めて4,000～8,000字程度）を作成し，これについても査読を受けて完成させる。

11 研究科教授会に学位請求のため、修了予定年度の1月25日までに、次のとおり研究科長へ提出する。ただし、それ以前の提出・受理は、可能とする。

- ① 学位請求論文3部（ハードカバー製本）
- ② 論文目録1部（所定の様式）
- ③ 履歴書1部（所定の様式）
- ④ 論文の要旨110部（A4判、学歴・職歴・研究業績添付、仮綴じ可）

12 学位申請が、研究科教授会で受理された後、審査委員会において自分の研究領域と論文に関する試験を受ける。

13 審査委員会の試験を経て、研究科教授会の審査に合格したものは、博士課程後期を修了するとともに所定の博士の学位（課程博士）を取得できる。



9 履修手続、試験、成績等について

1 履修手続

(1) 方法

掲示等により通知された期間内に、学内外のパソコンを利用して「もみじ」（広島大学学生情報システム）から行ってください。

何らかの理由により、「もみじ」からの履修登録ができない場合は、授業科目開設学部・研究科の教務担当へ申し出てください。

- ① 履修手続の日程は、各期毎に「もみじ」により通知します。
- ② 履修登録期間の第1回目と第2回目との間に、教務担当による調整期間があります。その期間は履修登録できません。
- ③ 第2回目の履修登録期間終了後は、原則として履修科目の登録や取消はしてできません。

(2) 注意

集中講義を履修する場合も、必ず手続期間内に手続きを行ってください。

他研究科及び学部専門科目等を履修する場合は、主任指導教員の了承を得た上で、それぞれの学部・研究科の履修手続きを行ってください。

2 試験

各学期末に実施される試験の日時、場所、方法等については、各授業担当教員から通知します。

3 試験等の特別措置

身体等の障害ゆえに期末試験等を通常の条件の下では受けられない学生は、「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について」により、特別措置を申請できます。詳細については、履修登録確定後から試験日の4週間前までに大学院担当へ相談してください。

4 不正行為

期末試験等において不正行為を行った者は、その期に履修している授業科目の評価をすべて「不可」とするとともに、「広島大学学生懲戒指針」により懲戒処分を行います。

5 成績

各学期の終わりに「もみじ」で確認してください。成績確認は、HINET（広島大学情報ネットワークシステム）に接続されているパソコンのみ利用可能です。

成績確認には、事前に主任指導教員による成績チェックが必要です。

10 教育職員免許状の取得について

1 免許状取得要件

免許法別表第1（第5条関係）

第1欄 所要資格 免許状の種類	第2欄 基礎資格	第3欄 大学院において修得することを必要とする専門教育科目の最低単位数 教科又は教職に関する科目 特別支援教育に関する科目
小学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。	24
中学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。	24
高等学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。	24
特別支援学校教諭専修免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	24
幼稚園教諭専修免許状	修士の学位を有すること。	24

2 免許法上の単位修得方法

各専攻ごとに取得できる専修免許状の種類、教科と本研究科で開講される該当授業科目との関係を示すと次のとおりである。

専修免許状を取得するためには、当該免許状の一種免許状を有し又は所要資格を得た後、この中から24単位以上を修得しなければならない。

専攻（専修）	取得できる専修免許状の種類、教科	該当授業科目
学習科学専攻	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語 高等学校教諭専修免許状 国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、工業、英語 幼稚園教諭専修免許状	学習開発基礎専修の授業科目全部 ただし、「学校経営学特講」及び「学校経営学演習」を除く。
	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状	特別支援教育特論、体験型海外教育実践教育を除くカリキュラム開発専修の授業科目全部。 ただし、「社会」「理科」及び「家庭」の科目は、小学校教諭専修免許状にのみ該当。
特別支援教育学専攻	特別支援学校教諭専修免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	特別支援教育学専攻の授業科目全部

専攻（専修）	取得できる専修免許状の種類、教科	該当授業科目
科学文化教育学専攻	自然システム教育学専修	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科） 「科学文化教育学特講」を除く 自然システム教育学専修の授業科目全部
	数学教育学専修	中学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（数学） 「科学文化教育学特講」を除く 数学教育学専修の授業科目全部
	技術・情報教育学専修	中学校教諭専修免許状（技術） 高等学校教諭専修免許状（工業） 技術教育学特講、技術教育学の理論と実践、技術教育評価特講、技術教育学特別研究、技術教育学課題研究、技術内容学特講、技術内容学の理論と実践、技術内容学特論、技術内容学特別研究、技術内容学課題研究
		高等学校教諭専修免許状（情報） 情報教育学特講、情報教育学の理論と実践、情報教育評価特講、情報教育学特別研究、情報教育学課題研究、情報内容学特講、情報内容学の理論と実践、情報内容学特論、情報内容学特別研究、情報内容学課題研究
言語文化教育学専攻	社会認識教育学専修	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史、公民） 「科学文化教育学特講」及び「体験型海外教育実地研究」を除く社会認識教育学専修の授業科目全部。 ただし、高等学校教諭専修免許の場合は、別表のとおり。
	国語文化教育学専修	中学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（国語） 「言語文化教育プロジェクト」を除く国語文化教育学専修の授業科目全部
	英語文化教育学専修	中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（英語） 「言語文化教育プロジェクト」を除く英語文化教育学専修の授業科目全部
日本語教育学専修		次の授業科目を除く日本語教育学専修の授業科目 言語文化教育プロジェクト、第二言語習得論特講、同演習、日本思想史特講、同演習、異文化間教育学特講、同演習、日本語教育学演習、日本語教育方法学演習
		中学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（国語）

専攻（専修）		取得できる専修免許状の種類、教科	該当授業科目
生涯活動教育学専攻	健康スポーツ教育学専修	中学校教諭専修免許状（保健体育） 高等学校教諭専修免許状（保健体育）	「生涯活動教育学特講」を除く健康スポーツ教育学専修の授業科目全部
	人間生活教育学専修	中学校教諭専修免許状（家庭） 高等学校教諭専修免許状（家庭）	「生涯活動教育学特講」を除く人間生活教育学専修の授業科目全部
	音楽文化教育学専修	中学校教諭専修免許状（音楽） 高等学校教諭専修免許状（音楽）	「生涯活動教育学特講」を除く音楽文化教育学専修の授業科目全部
	造形芸術教育学専修	中学校教諭専修免許状（美術） 高等学校教諭専修免許状（美術）	「生涯活動教育学特講」を除く造形芸術教育学専修の授業科目全部
教育学専攻		中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（公民）	次の授業科目を除く教育学専攻の授業科目 教育学総合演習、教育における多変量解析演習、教育実践課題研究、教師教育学、国際教育交流論特講、教育とジェンダーの国際比較論特講、及び「特別研究」科目
心理学専攻		高等学校教諭専修免許状（公民）	次の授業科目を除く心理学専攻の授業科目 精神医学特講、心身医学特講、幼児心理学観察演習、臨床心理面接特講、臨床心理査定演習、臨床心理基礎実習、臨床心理実習、臨床心理応用実習、家族ライフサイクル論特講、学校カウンセリング特講、産業カウンセリング特講、特定心理療法特講、特定心理検査法特講

別 表

授業科目	地理歴史	公民
社会認識教育学特講 I (社会科・公民科)		○
社会認識教育学特講 II (社会科・公民科)		○
社会認識教育学特講 III (社会科・地理歴史科)	○	
社会認識教育学特講 IV (社会科・地理歴史科)	○	
社会認識教育学特講 V (社会科・地理歴史科)	○	
社会認識教育学特講 VI (社会科・地理歴史科)	○	
社会認識教育学特別研究 I (社会科・地理歴史科)	○	
社会認識教育学特別研究 II (社会科・公民科)		○
社会認識教育方法学特講 I (社会科・公民科)		○
社会認識教育方法学特講 II (社会科・公民科)		○
社会認識教育方法学特講 III (社会科・地理歴史科)	○	
社会認識教育方法学特講 IV (社会科・地理歴史科)	○	
社会認識教育方法学特別研究 I (社会科・地理歴史科)	○	
社会認識教育方法学特別研究 II (社会科・公民科)		○
社会科 (地理歴史科・公民科) 学習材開発セミナー	○	○
社会科 (地理歴史科・公民科) 学習指導法開発セミナー	○	○
社会科 (地理歴史科・公民科) 教育評価開発セミナー	○	○
中等教科教育研究方法論	○	○
社会科 (地理歴史科・公民科) 教育マイクロティーチング	○	○
社会科 (地理歴史科・公民科) 教育事例研究	○	○
社会科 (地理歴史科・公民科) 教育アクションリサーチ I	○	○
社会科 (地理歴史科・公民科) 教育アクションリサーチ II	○	○
社会科 (地理歴史科・公民科) 教育課題解決セミナー I	○	○
社会科 (地理歴史科・公民科) 教育課題解決セミナー II	○	○
社会科 (地理歴史科・公民科) 教育アクションリサーチ実習 I	○	○
社会科 (地理歴史科・公民科) 教育アクションリサーチ実習 II	○	○
社会科 (地理歴史科・公民科) 教育課題解決実習 I	○	○
社会科 (地理歴史科・公民科) 教育課題解決実習 II	○	○
「地理認識内容学」の科目	○	
「日本史認識内容学」の科目	○	
「世界史認識内容学」の科目	○	
「市民性・社会科学認識内容学」の科目		○

3 教員免許状の申請手続

修了予定者が専修免許状を申請する場合は、広島県教育委員会への一括申請となるので、次の書類等を所定の期日までに教育実習担当窓口へ提出しなければならない。

なお、書類の提出が遅れた者又は修了後に免許状の申請をする者は、個人で各都道府県教育委員会へ提出することが必要になる。

- (1) 教育職員免許状授与申請書等（所定の様式） 申請する免許状 1 種類につき一式
- (2) 基礎となる免許状の写し
- (3) 広島県収入証紙
- (4) 学力に関する証明書

提出期日は、修了前年の10月～11月頃の予定であるが、変更される場合があるので、「Myもみじ」等の掲示板で必ず確認すること。

1.1 臨床心理士資格審査受験資格の取得について

大学院で履修しなければならない科目・単位

財団法人日本臨床心理士資格認定協会によると、臨床心理士資格試験を受験する者は、次の科目・単位を履修しなければならない。

① 必修科目・単位：臨床心理学特論…4 単位

 臨床心理面接（心理療法、カウンセリング）特論…4 単位
 臨床心理査定演習…4 単位
 臨床心理基礎実習…2 単位
 臨床心理実習…2 単位

② 選択必修科目群：前項①に定める必修科目以外の臨床心理学またはその近接領域に関連する授業科目（実習を含む）は、当分の間、以下の科目に関連する科目とする。

A群	心理学研究法特論	B群	人格心理学特論
	心理統計法特論		発達心理学特論
	心理学特別演習		学習心理学特論
			認知心理学特論
			教育心理学特論
			生理心理学特論
			大脳生理学特論
			比較行動学特論
C群	社会心理学特論	D群	精神医学特論
	集団力学特論		心身医学特論
	社会病理学特論		老年心理学特論
	家族心理学特論		障害者（児）心理学特論
	犯罪心理学特論		臨床薬理学特論
	臨床心理関連行政論		
E群	投映法特論		
	心理療法特論		
	学校臨床心理学特論		
	グループ・アプローチ特論		
	コミュニティ・アプローチ特論		

本資格の受験のためには、教育学研究科においては次の授業科目の中から所定の単位数を取得しなければならない。

心理臨床学コース授業科目

科 目 群		授 業 科 目	単位数	履 修		
				必 修	選 択	
必 修 科 目	臨床心理 学特論	臨床心理学特講 I 臨床心理学特講 II	2 2	4	4	
	臨床心理 面接特論	臨床心理面接特講 I * 臨床心理面接特講 II *	2 2	4		
	臨床心理 査定演習	臨床心理査定演習 I * 臨床心理査定演習 II *	2 2	4		
	臨床心理 基礎実習	臨床心理基礎実習 I * 臨床心理基礎実習 II *	1 1	2		
	臨床心理 実習	臨床心理実習 I * 臨床心理実習 II *	1 1	2		
	A 群	心理学研究法特講 I 心理学研究法特講 II 臨床心理学特別研究	2 2 4	2		
	B 群	認知心理学特講 学習心理学特講 教育心理学特講 発達心理学特講 幼児心理学特講	2 2 2 2 2	2		
	C 群	社会心理学特講 家族ライフサイクル論特講	2 2	2		
選 択 科 目	D 群	精神医学特講 心身医学特講	2 2	2	4	
	E 群	臨床心理応用実習 * 産業カウンセリング特講 学校カウンセリング特講 特定心理療法特講 特定心理検査法特講	1 2 2 2 2	2		
	計					
					30	

備考 *印の科目の受講は、臨床心理学を専攻する学生に限る。

1.2 学校心理士資格認定申請について

1 大学院で修得しなければならない科目・単位

学会連合「学校心理士」認定機構によると、学校心理士資格認定を申請する際の申請条件として、博士課程前期において次の8領域及び2実習についてそれぞれ1科目以上を修得しなければならない。

- 1 学校心理学
- 2 教授・学習心理学
- 3 発達心理学
- 4 臨床心理学
- 5 心理教育的アセスメント
- 6 学校カウンセリング・コンサルテーション
- 7 特別支援教育
- 8 生徒指導・教育相談、キャリア教育

実習1 心理教育的アセスメント基礎実習

実習2 学校カウンセリング・コンサルテーション基礎実習

2 大学院において修得すべき学校心理士に関する科目的単位

資格認定申請のために必要な領域並びに教育学研究科において開講される科目は下表のとおりである。

領域等番号	領域等	教育学研究科開講科目及び開設単位数					
		学習科学専攻 (学習開発基礎専修) 開講科目	開設単位	特別支援教育学専攻 開講科目	開設単位	心理学専攻 開講科目	開設単位
1	学校心理学	学校心理学特講	2				
2	教授・学習心理学	学習支援論特講	2			学習心理学特講	2
3	発達心理学					発達心理学特講	2
4	臨床心理学	学校臨床心理学特論	2			臨床心理学特講 I	2
5	心理教育的アセスメント	心理教育的アセスメント演習	2				
実習1	心理教育的アセスメント基礎実習						
6	学校カウンセリング・コンサルテーション	学校カウンセリング論 演習	2			学校カウンセリング特講	2
実習2	学校カウンセリング・コンサルテーション基礎実習						
7	特別支援教育			特別支援教育特論	2		
8	生徒指導・教育相談、キャリア教育	生徒指導・キャリア教育論特講	2				

3 教育職員免許状への付記

博士課程前期修了時に教育職員専修免許状を取得見込みで、上記の領域等をそれぞれ1科目以上（ただし、「領域5」及び「実習1」については、「心理教育的アセスメント演習」を履修する事により、「領域6」及び「実習2」については、「学校カウンセリング論演習」を履修する事により、修得したとみなす）修得した者は、希望すればその専修免許状に「主として単位を修得した科目の分野：学校心理学」が付記される。

1 3 広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(平成 22 年 3 月 5 日理事(教育担当)決裁)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 25 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(以下「共通授業科目」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数等)

第 2 条 共通授業科目として開設する授業科目、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割及び履修方法等は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第 3 条 各共通授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して理事(教育担当)が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(開設)

第 4 条 共通授業科目は、研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が開設できるものとする。

2 共通授業科目を開設しようとする研究科等は、その授業計画を作成し、理事(教育担当)の承認を得るものとする。

(履修手続)

第 5 条 学生は、共通授業科目を履修しようとする場合は、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該共通授業科目担当教員の承認を得て、履修を認めることがある。

(単位の取扱い)

第 6 条 学生が修得した共通授業科目の単位は、所属する研究科の履修基準により、当該研究科の修了要件単位に算入することができる。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、理事(教育担当)が定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 24 年 3 月 31 日 一部改正)
この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条第 1 項関係)

科目名	単位数	開設研究科等
アドバンスト・イングリッシュ I	2	外国語教育研究センター
プレ・アカデミック・イングリッシュ II	2	
人文社会系キャリアデザイン	2	キャリアセンター
理工系キャリアデザイン 1 (コミュニケーション, プレゼンテーション)	1	
理工系キャリアデザイン 2 (ファシリテーション)	1	
課題発見・問題解決, 発想法	1	若手研究人材養成センター
経済事情	1	
実務マネジメント	1	
リーダーシップ手法	1	
アジア経済概論	1	
サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
文明共存論	2	総合科学研究科
英米社会論 (国際関係)	2	
グローバル・ガバナンス特論 (地球市民と平和)	2	社会科学研究科
コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
ベンチャー起業論	2	工学研究科
技術戦略論	2	
知的財産及び財務・会計論	2	
技術移転論	2	
イノベーション技術経営論	2	
Management of Technology for Innovation	2	
Technology Transfer	2	
学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科
生命倫理ディベート演習	1	
Practical work on writing reports and presentation (1)	2	
Practical work on writing reports and	2	

presentation (2)		
生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
科学教育開発基礎論	4	国際協力研究科
能力開発特論	2	
国際関係特論	2	
環境管理技術特論	2	
経済開発政策論	2	
教育開発特論	2	
アジア文化特論	2	
平和学	4	
都市と市民による平和の創造	2	
大規模災害と国際協力	2	

14 諸手続等について

1 掲示及び電子掲示板（もみじ：広島大学学生情報システム）について

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「My もみじ」電子掲示板により行いますので、一日一度は必ず「My もみじ」電子掲示板を確認するよう心掛けてください。閲覧できる掲示情報は、ログインした学生本人に関係するもののみとなります。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、本部及び各学部・研究科の掲示板にも掲示されます。また、重要な事項についても同様に掲示します。

- (1) 履修登録期間中の掲示
- (2) 新入生に対する掲示→4月末日まで
- (3) 「My もみじ」が正常に稼働しない場合の連絡

掲示を確認しなかったために被る不利益は、自己の責任となります。

2 諸書類の提出期限（休学・復学・留学・退学・身上異動・授業時間割）

在学中、提出を要する願・届出等の書類は多数あります。掲示等により提出期限を周知するので、注意してください。

(1) 休学

病気その他の理由により3か月以上就学できない者は、休学することができます。この場合、本人の自署及び父母等連署の上、各自の指導教員又はチューター等に了承（了承印が必要）を得て、休学願を提出しなければなりません。

願い出に際しては、その日付をさかのぼって処理することはできないので、早めに願い出るよう留意してください。遅れると授業料を納めなければならないことがあります。

また、病気等の理由による場合は、必ず医師の診断書を添付してください。

なお、1回の手続きで休学できる期間は1年以内ですが、特別の事情により休学期間が1年以上になる場合は、手続きの更新を要します。

(2) 復学

休学期間中であっても就学が可能な状況になれば、所定の手続きを行い、許可を得て復学することができます。この場合、復学願を提出してください（病気の場合は医師の診断書を添付）。

なお、月の途中で復学した場合は、その月の授業料は納めなければなりません。

(3) 留学

外国の大学に留学する場合は、留学願を提出しなければなりません。休学と異なり、留学期間は本学の在学期間に算入されます。留学先で修得した単位は、単位互換の可能な交流協定締結大学に限り10単位を限度として認定されます。なお、留学期間中は本学の授業料も納めなければなりません。

ここでは、本研究科で用意している3種類の単位互換が可能な留学制度の概要を記載します。

① 短期留学推進制度

対象大学 原則として大学間及び学部間国際交流協定を締結した大学
応募資格 正規の課程に在籍している学生 応募時期 11月頃
派遣先大学の授業料等 免除（一部の大学では自己負担）
奨学金 月額80,000円
留意事項 • 留学期間は1年以内
• 学業成績、語学成績（英語はTOEFL®の得点を充てる。）、留学計画、面接試験を基に選考

② 短期交換留学プログラム

対象大学 短期学生交流協定を締結した大学
応募資格 正規の課程に在籍している学生 応募時期 11月頃
派遣先大学の授業料等 免除
奨学金 なし（ただし、①により採用されたものは月額80,000円）
留意事項 • 留学期間は1年以内
• 学業成績、語学成績（英語はTOEFL®の得点を充てる。）、留学計画、面接試験を基に選考

③ 部局間協定による交換留学

対象大学 ミネソタ大学、ノースカロライナ大学ウイルミントン校、イーストカロライナ大学、ウェスタンカロライナ大学、アムステルダム大学、チュラロンコン大学、上海体育学院、ベルリン自由大学、ケルン大学、ソウル大学校師範大学、インドネシア教育大学
応募資格 正規の課程に在籍している学生
応募時期 大学により異なるので掲示板で確認すること
派遣先大学の授業料 免除（一部の大学では自己負担）
奨学金 なし（ただし、①により採用されたものは月額80,000円）
留意事項 • 留学期間は1年以内
• 学業成績、語学成績（英語はTOEFL®テストの得点を充てる。）、面接試験等を基に選考する

上記①、②、③のいずれについても、大学院課程担当窓口にお問い合わせください。

(4) 退学

諸般の理由により退学を願い出る場合は、大学院課程担当窓口で所定の書類を受け取り本人の自署及び父母等連署の上、指導教員の了承（了承印が必要）を得て、退学願を提出しなければなりません。休学と同じく、日付をさかのぼって許可することはできませんので、早めに願い出てください。

なお、授業料等が完納されていない場合は、退学願は受理されません。退学後は、学生証を学生生活担当窓口へ返還してください。

(5) 身上異動（改姓等）

改姓等は、学籍関係事項のうちもっとも基本的なものであると同時に、学生生活上日常的に必要な事項ですので、これらに変更が生じた場合は、住民票等を添えて速やかに届け出てください。

(6) 授業時間割

授業時間割は、毎年度授業開始時に発表するとともに、各自に配付します。

他研究科及び学部専門科目等を履修する場合は、それぞれの研究科・学部の指示に従ってください。

諸願・諸届一覧

区分	提出期限	必要な承認印（署名）	備考
研究題目届	4月30日まで	指導教員	
休学願	その都度	父母等・指導教員	
復学願	〃	〃	
留学願	〃	〃	
退学願	〃	〃	
身上異動届	〃	〃	改姓届等
修士論文題目届	10月31日まで (9月修了予定者は4月30日まで)	指導教員	

3 各種証明書の交付

(1) 『証明書自動発行機』により発行する証明書

- ① 在学証明書（和文・英文）
- ② 修了見込証明書（和文・英文）
博士課程前期の学生で修了年次の学生（「My もみじ」による就職希望情報の入力が必要です。）
- ③ 学業成績証明書（和文）
- ④ 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）
- ⑤ 健康診断証明書（和文）

健康診断を受診し「異常なし」と診断された者

自動発行機設置場所	稼働時間
東広島キャンパス 総合科学部（学生支援室入口付近） 文学部（学生支援室入口付近） 教育学部（学生支援室入口付近） 法学部・経済学部（学生支援室窓口前） 理学部（学生支援室入口付近） 工学部（学生支援室窓口前） 生物生産学部（学生支援担当入口付近）	月～金曜日 8:30～17:15
霞キャンパス 医学部（基礎・社会医学棟1F） 歯学部（C棟2F）	月～金曜日 8:30～21:30 土曜日 8:30～17:00
東千田キャンパス 法学部・経済学部（東千田総合校舎1Fロビー）	月～金曜日 8:30～21:15 土曜日 10:00～18:30

《使用上の注意事項》

- ・ 日曜日、祝日及び12月29日～翌年1月3日は停止します。
- ・ パスワードは「広大パスワード」を入力してください。パスワードが不明なときは、教育学研究科学生支援室で変更手続きをしてください。
- ・ 使用に際しては、画面の指示に従って操作してください。
- ・ 学生証を再発行したときは、旧学生証は使用できません。
- ・ 故障等により自動発行機が使用できないとき及び発行された証明書等の内容についての問い合わせは、上記証明書の①と②と③は大学院課程担当窓口、④は学生生活担当窓口、⑤は保健管理センターへ申し出てください。
- ・ 記載内容及び発行枚数が異なるときは、教育学研究科学生支援室へ連絡してください。

(2) 学生生活関係（窓口交付）各種願・届手続

(証明書自動発行機で発行する証明書以外のもの)

事 項	提 出 期 日	備 考
学生証再交付願	その都度	学生証を紛失（盗難）又はき損した場合は速やかに学生支援室へ届け出してください。
住所・電話番号変更届	その都度	父母等の連絡先の変更を含む「住所変更届シート」提出
教室使用願	使用予定の3日前	使用教室に制限あり
ピアノ練習室使用願	使用予定の3日前	授業関連に限定
学生団体旅行割引	その都度	学生8人以上 要引率教員
学割証（船舶用）	その都度	会社により取扱いが異なる
通学証明書	その都度	居住地と大学間の通学のみ
教育実習通学証明書	教育実習開始前	居住地と実習校間の通学のみ
事件・事故報告	その都度	警察署・指導教員にも報告
社会貢献活動証明	その都度	活動内容等証明書類を添付
学生団体結成届	その都度	教育学部生のみの団体は学生生活担当窓口、複数の学部の団体は学生総合支援センターへ届出
学生団体更新届	5月末日	貸出物品一覧で確認すること 個人への貸し出しはしない
教育学部貸出物品	使用予定の3日前	貸出物品一覧で確認すること 個人への貸し出しはしない

※ その他わからないことについては、大学院課程担当窓口の「学生生活の手引」を閲覧し、確認するようにしてください。

4 国立大学法人附属図書館の相互利用

中国・四国地区の各国立大学法人においては、学生・大学院生等の教育・研究環境のさらなる充実への支援の一環として、各大学附属図書館を相互に利活用することが可能です。

夏季休業等で帰省、旅行、長期遠征、合宿等の際には、本学学生証を持参の上、利用してください。

5 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。常に携帯してください。

また、学生証は精密なICチップと磁気ストライプを併せ持つハイブリットカードです。別途通知されるあなたの広大パスワードとともに各種証明書の交付、インターネット等マルチメ

ディア情報の受発信、情報処理教育科目的履修、図書館及び情報メディア教育研究センターの利用の際に必要ですから、慎重に自己管理してください。

- (1) 学生証を紛失又は毀損したときは、所属研究科の学生支援室に届け出してください。その事由が天災その他不可抗力によらない場合、再発行にかかる実費は本人負担です。
学生証の再発行等を受けた場合は、速やかに広大パスワードを変更してください。
- (2) 広島大学消費生活協同組合の組合員は、カードの不正使用を防ぐため、広島大学消費生活協同組合への届出をしてください。
- (3) 学籍離脱又は有効期間経過のときは、速やかに所属研究科の学生支援室へ返却してください。

6 通学定期乗車券・学割証・団体旅行割引等

学部・大学院・特別専攻科の学生のみ利用できます。研究生・科目等履修生は、普通団体旅行割引以外は利用できません。

(1) 通学定期乗車券

通学定期は、通学のため居住地と大学の最寄り駅間で利用する場合に限り発行されます。必要とする学生は「通学証明書発行願」を学生生活担当窓口へ提出してください。「通学定期乗車券購入証明書」を交付しますので、各社の発行窓口へ「学生証」と併せて提出して購入してください。

教育実習でも利用できます。詳細は、教育実習のオリエンテーションの際に、お知らせします。

(2) 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学割証は、修学上の負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度で、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではありません。

原則として、正課教育、課外教育活動、就職・試験、帰省、見学、傷病の治療、保護者の旅行への随行等の目的をもって、JR片道101km以上の場合に使用することができます。

- 年間（4月～翌年3月）20枚が限度です。往復乗車券や周遊券を購入するなど、計画的かつ有効に使用してください。
- 発行日から3か月間有効ですので、早めに入手しましょう。
- 不正使用は絶対にしてはいけません。多額の追徴金を徴収され、大学が発行停止の処置を受けるなど全体に迷惑が掛かります。

- （不正使用の事例）
- ・他人名義の学割証により乗車券を購入した。
 - ・学割証使用で購入した乗車券を他人に譲渡した。
 - ・学生証を所持しないで学割乗車券を使用した。

(3) 学生団体旅行割引

学生8人以上が教員に引率され、同一行程で旅行する場合に運賃が割引されます。「学生団体旅行運賃割引証」を学生生活担当窓口に提出してください。ただし、大学に登録している課外活動団体での旅行は、学生総合支援センターへ申し込んでください。

（割引率）列車・船：学生50%・教員30%

バス：学生・教員20%

なお、引率教員がない8人以上の団体も普通団体として、運賃の割引の対象となります。

（割引率）列車・船：10～15%

バス：10%

7 住所変更等の届出

緊急時の連絡を行う場合に必要としますので、学生本人又は父母等の住所・電話番号等が変わったときは、速やかに「住所変更届シート」に所要事項を記入の上、学生生活担当窓口に提出してください。

8 授業料の免除

次のいずれかに該当する場合、本人の申請に基づき選考の上、授業料の全額又は半額を免除されることがあります。

- (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 授業料の各期ごとの納付月前6か月以内（新入生は前期分に限り入学前1年以内）に次のいずれかに該当し、かつ、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
 - ① 学資負担者が死亡した場合
 - ② 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - ③ 学資負担者が失職し、申請時現在、未就職の場合（注：失職には、定年退職、自己の都合による退職は含まない。）
 - ④ 申請時現在、学資負担者が長期療養中の場合（長期療養中とは、見込みも含めて6か月以上の療養が必要で就業不能の状態にある場合）

○ 申請書類の交付時期（前期：2月頃・後期：7月頃）は、ホームページに掲載しますので、常に注意しておいてください。また、申請書の提出時期・提出先は「授業料免除等申請のしおり」を参照してください。申請は、前期、後期それぞれ行ってください。

○ 免除の決定は学生総合支援センターから通知されます。申請者は、免除の決定通知があるまでは、授業料の納付が猶予されますので、授業料を納付しないでください。一度納付した授業料は、いかなる理由があっても返還できません。免除の決定通知までに、異動（休学、退学、修了等）がある場合や、免除申請書類記載の住所が変更になった場合は、学生総合支援センターに申し出てください。

* 授業料免除の詳細は、学生総合支援センター授業料免除担当へ問い合わせてください。

〒739-8514 東広島市鏡山1-7-1（学生プラザ3F）

電話 082-424-6163, 6138（ダイヤルイン）

FAX 082-424-6159

9 奨学金

(1) 日本学生支援機構（旧日本育英会）

日本学生支援機構は、国の育英奨学事業を行っている機関であり、人物・学業とも優秀で、修学困難な学生に対して、学資を貸与しています。

① 種類と貸与月額（平成21年度入学生）

種類	貸与条件	貸与月額
第一種奨学金	無利息	大学院生 博士課程前期 88,000円, 50,000円から選択
		博士課程後期 122,000円, 80,000円から選択
第二種奨学金	利息付 (卒業後の利率は年3%を上限とする)	希望する金額を選択 大学院生 5万円, 8万円, 10万円, 13万円 15万円

② 貸与期間

原則として、貸与開始の月から標準修業年限の終期までです。

③ 募集・出願及び採用

定期採用の募集は、4月に実施しますので、希望者は出願手続きを行ってください。なお、書類申請のほか、申請者本人によるインターネットからのデータ入力が必要です。

また、家計の急変（失職・破産・会社の倒産・病気・死亡等、又は火災・風水害等）の理由により緊急に奨学金の貸与の必要が生じた時は、その事由が発生したときから概ね1年以内であれば緊急採用（第一種）及び応急採用（第二種）に出願できます。年間を通じて随時受け付けていますので、学生総合支援センターに相談してください。

奨学金は、日本学生支援機構から奨学生本人の銀行口座等へ、直接振り込まれます。

④ 奨学金継続願（適格認定）

奨学生で引き続き奨学金の貸与を希望する者は、毎年12月頃に「奨学金継続願」を提出しなければなりません。大学において経済状況、学業成績等を総合的に審査し、継続の可否等について適格認定が行われます。

所定の期限までに継続願が提出されないときは、奨学生の資格を失うことになります。

⑤ 休学・退学等の異動届

奨学生の身分に異動があったときは、研究科での手続きとは別に、学生総合支援センターで速やかに所定の手続きを行ってください。提出書類については、採用時に交付される「奨学生のしおり」を参照してください。

⑥ 返還

奨学金は貸与されるもので、異動者（辞退・退学・除籍・廃止・死亡）及び修了予定者は、「返還誓約書」を提出するとともに、返還する義務が生じます。

⑦ その他

日本学生支援機構からの通知は、電子掲示板「My もみじ」及びホームページによりお知らせします。なお、不明な点がある場合は、学生総合支援センターへお問い合わせください。

(2) その他各種育英団体

各種育英団体は、全国に多数ありますが、設立の趣旨や取扱要領（出願資格・手続・交付方法等）はそれぞれの団体によって異なっています。大学を通して募集するものは、ほとんどが4月～5月の間ですので、常に広島大学ホームページ等の掲示に注意し、手続きを行ってください。

- * 奨学金の詳細については、学生総合支援センター奨学金担当へ問い合わせてください。
〒739-8514 東広島市鏡山1-7-1 (学生プラザ3F)
電話 082-424-6167, 6169
FAX 082-424-6159

10 構内駐車証・パスカード、駐車場等

(1) 構内駐車証・パスカード

自動車による通学を希望する者は、交通安全講習会を受講し、申請手続きを行い、構内駐車証及びパスカードの交付を受けなければなりません。構内駐車証及びパスカードがない車は、構内に入構することはできません。

なお、学部1、2年次生、池の上学生宿舎及び国際交流会館の入居者、規制区域に居住している者には交付されません。ただし、身体的な理由のある者、公共交通機関を利用すると長時間を要する者等で自動車による通学を必要とする場合は、学生生活担当窓口へ問い合わせてください。

(2) 駐車場、駐輪場

自動車、自動二輪車、自転車等は、必ず所定の駐車場・駐輪場に置いてください。所定の場所以外に駐車・駐輪したときは、車の固定や入構禁止の措置が取られます。

また、違法駐車や違法駐輪は、緊急自動車の進入妨害、事故の誘発等の原因にもなりますので、絶対に行ってはなりません。

(3) 自動二輪車及び原動機付自転車を利用し通学する者

自動二輪車及び原動機付自転車を利用し通学する者は、バイク安全講習会を受講しなければなりません。

(4) 交通ルールの遵守

道路交通法等の遵守はもちろんのこと、構内では、歩行者の安全を第一とし、構内の道路標識及び道路標示に従い、時速20kmの厳守、ヘルメットの着用、原付の二人乗り禁止等ルールを守って事故のない運転を心掛けてください。

11 課外活動

(1) 学生団体結成（更新）届

教育学研究科の学生だけで新たに団体を結成したとき及び届出事項に変更があったときは、学生生活担当窓口へ届け出てください。なお、複数の学部の学生で結成したときは、学生総合支援センターへ届け出てください。また、前年度に登録していた団体で引き続き活動を行うときは、5月末日までに更新届を提出してください。

(2) 掲示・立看板

掲示及び立看板は、所定の学生用掲示板を利用して下さい。

掲示物は1m²以内、立看板は2m²以内とし、掲示期間は3週間以内で、掲示期間を経過したものは、掲示責任者が責任をもって撤去してください。

また、建物の壁・ガラス窓等には、決して掲示しないでください。

(3) 教室使用

教育学研究科の学生又は課外活動登録団体が、教育学部の教室を使用したいときは、使用日の1か月前から3日前までに使用願を学生生活担当窓口へ提出し、学部長の許可を受けてください。

使用可能時間	授業期間	平日	18:30~21:00
		土曜日	9:00~17:00
休業期間		9:00~17:00	
使用可能教室	K棟	102号, 104号, 108号, 109号, 113号, 114号, 115号, 116号, 201号, 203号, 214号, 215号, 216号	
	L棟	102号, 104号, 107号, 108号, 109号, 202号, 204号, 205号, 206号, 207号	

* 日・祝日及び12月28日～翌年1月4日は、使用できません。

12 保健及び相談施設

(1) 保健管理センターは、本学の学生と教職員の体と心の健康をサポートし、疾病予防や健康増進を図ることを目的とする全学的な施設です。

① 定期健康診断

4～5月に実施されます。健康管理の一貫として、毎年必ず受診してください。

② 健康診断証明書発行

定期健康診断を受診された方に発行します。健康診断で特に問題のない方は、学内に設置されている証明書自動発行機でも発行できます。

③ 応急処置

学内、上下校時に生じたけがなどに対して応急処置を行います。場合により、専門医への紹介を行います。体調不良の場合は、休養室で休むこともできます。

④ 健康相談

医師又は看護師が、健康管理全般にわたって相談に応じます。

⑤ 内科診療

内科医が診療します。内科以外でも体に異常や不安を感じることがあれば、情報提供や助言、必要に応じて外部医療機関を紹介します。

⑥ 栄養相談

管理栄養士が、食生活全般についての相談に応じます。また、初めての一人暮らしで自炊に困った時の簡単メニューを紹介しています。

⑦ 婦人科健康相談

女性婦人科医が相談に応じます。婦人科疾患、月経に関すること、性に関することなどで悩んでいる方は利用してください。

⑧ 歯科健康相談

歯科医が口の中全般の相談に応じます。顎関節症、虫歯、口臭など悩みのある方は利用してください。

⑨ 泌尿器科健康相談

泌尿器科医が泌尿器科的諸問題について相談に応じます。

⑩ カウンセリング・学生相談

カウンセラー（臨床心理士）が相談に応じます。心身の不調や人間関係、自分の性格、進路の問題などで悩んでいる方は利用してください。

⑪ メンタルヘルス相談・精神科診療

精神科医が精神面での健康相談に応じます。「やる気がでない」、「体がだるい」、「眠れない」、「不安でしょうがない」、「緊張する」などの症状で悩んでいる方は利用してください。

キャンパス	東広島キャンパス		
施設名	保健管理センター		
	メディカル部門	メンタルヘルス部門 (学生プラザ 4F)	カウンセリング部門 (学生プラザ 4F)
開室時間	月～金 8：30～17：30	月～金 8：30～17：30	月～金 8：30～17：30
予約・問い合わせ 電話番号	082-424-6192	082-424-6186	082-424-6187
E-mail	health@ hiroshima-u.ac.jp	mental@ hiroshima-u.ac.jp	shinri@ hiroshima-u.ac.jp
内科診療	9：00～10：45 12：15～15：00		
カウンセリング 学生相談			予約制
メンタルヘルス相談 (精神科診療・診療)		予約制	
婦人科健康相談	月 2-3 回 (予約制)		
泌尿器科健康相談	月 1 回(予約制)		
歯科健康相談	予約制		
栄養相談	9：00～16：00		
健康診断証明書発行	8：30～17：30		
一般健康相談			
応急処置			
身長・体重測定			
血圧測定			
体内脂肪測定			
視力測定			
禁煙相談	9：00～17：00		
アルコール パッчテスト	予約制		
AED講習会	予約制		

予約制のものは隨時予約を受け付けていますので、あらかじめ電話、メール又は直接窓口で予約してください。

ホームページ : <http://home.hiroshima-u.ac.jp/health/>

(2) ピア・サポート・ルーム

～～学生による学生のためのナンデモ相談室～～

どこに何があるかわからない？こんなときどうすればいいの？学生便覧に書かれている履修基準が理解できない？など学内外の専門機関・施設の紹介、悪徳商法、人間関係や自分についてナドナド簡単なことから深刻な相談まで・・・あらゆるジャンルの相談を、専門訓練を受けた学生（ピア・サポートー）が、同じ学生という立場から皆さんの相談をお受けします！

とにかく困ったときは、とりあえずピア・サポート・ルームへ来てください！！
きっと、あなたの力になれます！もちろん、無料・秘密厳守です！

	ピア・サポート・ルーム
開室期間	授業期間中（土、日、祝日並びに長期休業期間は休室です。）
開室場所	学生プラザ4階、ピア・サポート・ルーム
開室時間	12：00～16：10（予約は不要です。）
電話	082-424-6358
メールアドレス	peer@hiroshima-u.ac.jp
ホームページ	http://home.hiroshima-u.ac.jp/peer/

(3) ハラスメント相談窓口

広島大学では、大学におけるハラスメントは人間軽視のあらわれであり、重大な人権問題・教育問題であると考え、ハラスメント専門の相談を行う「ハラスメント相談室」を平成16年4月に設けています。

詳しくは、ホームページを御覧ください。

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/harass/madoguti.html>

また、メールでも相談ができます。harassos@hiroshima-u.ac.jp

13 保険

(1) 広島大学学生健康保険組合

この制度は、健康保険適用による病院での診療や薬局での調剤を受けた場合に、支払った金額の一部が給付される保険給付事業を行う広島大学の学生相互扶助制度（原則全員加入）です。（休学中も給付対象となります。）

入学時の1か月以内（4月中）に加入手続きが必要です。（10月入学者は10月中）

- ① 加入者が病気・負傷のため、医療機関で診療を受けたときは、月ごとにまとめ、学生総合支援センター又は学生支援室窓口に備え付けてある組合所定の「診療報酬証明書・医療給費金請求書」の診療報酬証明書欄に、治療を受けた医療機関で治療費・病名等必要事項の証明を受けてください。
- ② 上記の「診療報酬証明書・医療給費金請求書」の医療給費金請求書欄に、必要事項を記入の上押印し、翌月10日までに、学生総合支援センターへ提出してください。
- ③ 医療給付金は、1か月分を取りまとめて翌月以降に指定の銀行口座に振り込まれます。
- ④ 同一月の病院・薬局での支払の合計が1か月2,421円以下の場合や、健康診断等の保険診療の対象とならないものには、医療給付金は給付されません。

また、交通事故などで他人からけがをさせられた場合は、被害者に重大な過失がない限り加害者が医療費を負担することになりますので対象外です。

(2) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

学生が在籍する大学の研究活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害が対象となります。

- ① 正課中（講義、実験、実技など）
- ② 学校行事中（入学式、オリエンテーションなど）
- ③ 課外活動中（学校に届出のある団体で、学外で行う場合は事前に行事届けを行っていることが必要）
- ④ 通学中
- ⑤ 学校施設間移動中（キャンパスから西条共同研修センターなど）

平成22年度入学生より、学研災は、大学負担の全員加入となっています。個々に加入する必要はありません。

(3) 学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（学研賠）

国内において、学生が他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

- ① 正課中（講義、実験、実技など）
- ② 学校行事中（入学式、オリエンテーションなど）
- ③ 正課や学校行事としてのインターンシップ、教育実習など
- ④ 課外活動中（インターンシップやボランティア活動を実施する団体のみ）
- ⑤ 上記の往復中

詳しくは、入学時に配付している加入者のしおりを参照してください。

14 就職

本学は、就職活動をサポートするため、「教育学部就職情報資料室（学生支援室隣）」や「キャリアセンター」による情報提供・就職相談などで、できる限りの就職活動支援対策に取り組んでいます。

(1) 就職の心構え

就職とは、「自分探しの旅」：面接では自分の資質と能力が問われます。自分をしっかりと見つめることが肝要。「生き方を選ぶ」：将来の目標を早くから持ち、目的を持った努力を怠らない。「職業観をもつ」：キャリアを積み、生き甲斐を高め、人生設計を充実し自己実現を図る。

(2) 教育学部就職情報資料室

教員採用試験及び公務員採用試験の概要の掲示、教員採用試験関係の問題集などの閲覧、一般企業採用試験の求人票・会社案内などの就職情報を提供しています。

また、就職相談員が教員採用試験関係の相談は火・木・金曜日に、一般企業等の就職相談は月・水・木曜日に応じていますので、気軽に来室してください。

(3) My もみじ（広島大学学生情報システム）への就職関係情報の入力

博士課程前期1年次から就職活動の流れに沿って、My もみじ（広島大学学生情報システム）へ就職に関する情報入力の必要がありますので、進路・就職情報マニュアル（10月初旬頃配付予定）を参考に、適宜入力するよう心がけてください。

(4) キャリアセンター

学生の就職活動を全学的な立場で支援するため設立されました。専任教員や企業で人事担当の経験者が就職相談を行うほか、求人企業の閲覧、就職ガイダンス、進路選択・キャリア意識の高揚に資する特別講演、就職のための模擬面接、就職情報誌等の閲覧、パソコンによる求人情報の提供などが行われています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.hiroshima-u.ac.jp/kyaria/>

15 アルバイト

一般アルバイト、家庭教師の紹介については、広島大学消費生活協同組合（広島生協）で行っています。

(1) 一般アルバイトの紹介

詳細は、広大生協ホームページ「広島大学生協アルバイト情報サイト キャンパスワーク」をご覧ください。

なお、自動車の運転、重量物の運搬等危険を伴う作業、外交販売・勧誘・集金・風俗営業、深夜・終夜業務などについては、就業しないようにしてください。これらの職種については、業務内容の危険度、教育的見地等の観点から、紹介しておりません。

(2) 家庭教師の紹介

家庭教師を希望する学生を対象に、児童・生徒を教える責任ある立場と影響を考え、毎年前期期間中（5月下旬予定）に家庭教師指導講習会（約3時間）を開催しています。開催日時等については、ホームページ上で事前にお知らせします。注意しておいてください。

家庭教師には、この講習会に参加した学生（一度受講したら在学中は有効）または既に教職免許状を取得している学生のみに紹介していますので、併せて注意しておいてください。

毎年、広大生と名乗る者からの家庭教師の勧誘等を内容とする電話による強引な手法について、一般市民の方から「勧誘が執拗である」、「電話の応対が乱暴である」等の苦情が、大学に対してたびたび寄せられております。

については、本学の学生がこのような行為をしているとは思えませんが、場合によっては、大学への信頼を損なうことにもなりますので、家庭教師としての心構え、ルール等を再度確認していただき、良識ある行動をとるよう注意してください。

(3) 大学運営支援業務の紹介

詳細は、広島大学キャリアセンターのホームページをご覧ください。

16 学生宿舎、民間アパート

(1) 池の上学生宿舎は、原則として新入生が入居の対象です。空室がある場合は、入居者募集が行われることがあり、掲示により通知します。

詳細については、学生総合支援センターへ照会してください。

(2) 民間アパート等の斡旋は、広島大学消費生活協同組合や不動産業者が取り扱っていますので、直接申し込んでください。

【広島大学消費生活協同組合】広島大学大学会館1階 Tel 082-422-7163

17 遺失物、拾得物

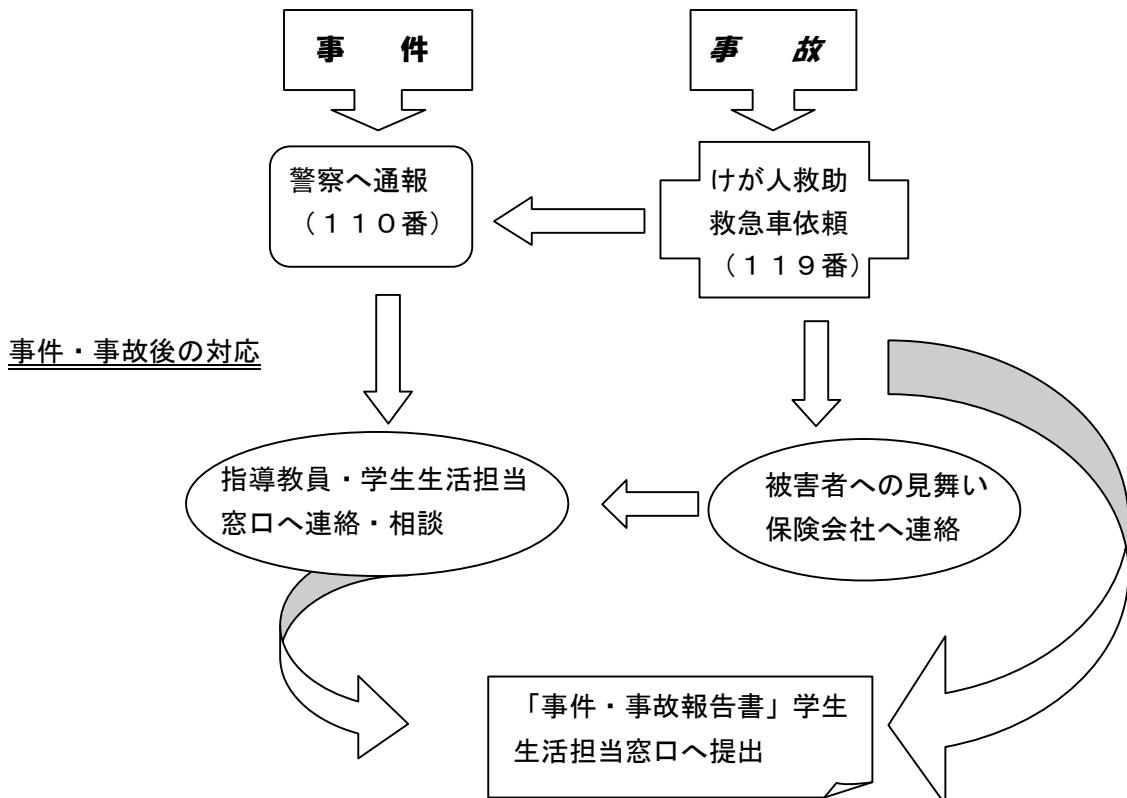
- (1) **遺失物**：学生生活担当窓口で定められた手続きを行うとともに、最寄りの警察署に届けてください。拾得物の掲示及び遺失物陳列棚を見て、該当する遺失物があったときは、学生生活担当窓口へ申し出てください。
- (2) **拾得物**：もよりの学部の学生生活担当窓口へ届け出てください。貴重品（現金等）については、落とし主から届け出がない場合は、警察に届け出ます。

18 安全な学生生活

- (1) **事件対策**：暴行・恐喝等にあわないよう、夜間の一人歩きはしない、寂しい場所に近寄らない、危険を感じたら逃げる・大声を出す、不審者には関わらない、困っている人がいたら助けるなど、安全対策を講じてください。
- 事件にあったときは、警察に通報するとともに、指導教員及び学生生活担当窓口に連絡してください。（車・バイクのナンバーや相手の顔などの特徴を覚えておく。）
- ① 指導教員の連絡先は、各自で記録しておいてください。
 - ② 学生生活担当窓口 Tel (082) 424-6725
 - ③ 夜間、休日等は、教育学部警備員室 Tel (082) 424-3474
- (2) **交通事故**：事故防止のため、道路交通法等の遵守はもちろんのこと、安全運転5則・ミニバイク安全運転3則（「学生生活の手引」参照）を守ること。万一事故にあったときは、救急車を呼ぶ・危険防止の措置を取る・警察に通報するなどの措置を取るとともに、事故状況の記録と相手の確認を行いましょう。

【事件・事故発生時の対応】

事件・事故が起きたら



- (3) **野犬**：東広島キャンパス内で、野犬の被害があります。そこで、絶対にエサはやらない、明るい道を複数で歩き、もし被害にあったときは、保健管理センターか近くの病院で治療を受け、その後指導教員及び学生生活担当窓口に連絡してください。
- (4) **ハラスメント**：お互いの人権を尊重し、男女平等を実現しよう。ハラスメントにあったら、ハラスメント相談員又は指導教員に相談しましょう。
- (5) **飲酒のトラブル**：イッキ飲みは絶対しない・させない、飲めない人には勧めない、酔いつぶれた人がでたら・絶対1人にしない・病院へ運ぶ・救急車を呼ぶなどの措置を取ってください。
- (6) **悪質商法**：アポイントメント商法・マルチ商法・キャッチセールスなどの悪質商法に勧誘される学生がいます。あいまいな話には絶対応じない、その場で絶対に決めない、はっきりと断る、などの態度が必要です。不審な勧誘を受けた時は、学生生活担当窓口か学生総合支援センターに相談してください。

15 広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に關し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適當と認めた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適當と認めた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第 6 条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 15 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第 1 条の規定を準用する。

- (1) 研究生研究継続許可願
 - (2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書
- 2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第 7 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。ただし、第 3 条第 2 項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき29,700円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月末満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成20年1月15日規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

16 広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第2条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適當と認めた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適當と認めた者

第3条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 外国人登録原票の写し又は在留の資格を記載した外国人登録原票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
- (5) 出身校長又は所属長の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書

(受入れの許可)

第4条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、1 学期又は 1 学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 30 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

- (1) 外国人研究生研究継続許可願
- (2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき 29,700 円の研究料を研究期間に応じ 6 月分ずつ(研究期間が 6 月末満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

(3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和47年広島大学規程第5号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

附 則(平成17年4月1日規則第34号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成20年1月15日規則第13号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

17 広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあっては通則第 11 号各号に規定する者、大学院にあっては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、外国人登録証明書の写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第 6 条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第 2 条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前 2 条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第 7 条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目的単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年1月19日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する

18 その他の規則

(1) 広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条—第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条—第 18 条)
- 第 4 章 雜則(第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するものを含む。)をいう。

- 2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。
- 3 この規則において「他の大学等」とは、本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)又は外国の大学等若しくは外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものをいう。
- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関する協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあっては学部の教授会、研究科にあっては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願い出なければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願い出があったときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。

この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受け入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受け入れの許可」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等を除く。)の学生にあっては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受け入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受け入れを許可したときは、その所属大学等の長を通じて本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第17条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生であるときは、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大
学等の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当す
る授業について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、
次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

- (1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位
互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- (2) 外国の大学等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ず
るものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第18条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第4章 雜則

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定
める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和47年広島大学規程第32号)に基
づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派
遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成22年3月16日規則第9号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(2) 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 3 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第2条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第3条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあっては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあっては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあっては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第4条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があったときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第5条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかつたときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 22 年 3 月 5 日 一部改正)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 22 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第2条 長期履修を願い出できる者は、職業(定職)を有している者又は本学フェニックス入学制度により入学した者で、修業年限(研究科にあっては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間の最長年限は、通則第 6 条又は大学院規則第 10 条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第4条 長期履修を希望する者は、前期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までに、後期は 10 月 1 日から 10 月 15 日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

- 2 前項の規定による願い出があったときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。
- 3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第5条 在学途中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

- 2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。
- 3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は 1 回に限るものとする。
- 4 履修形態の変更に係る手續は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 15 日 一部改正)

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 広島大学学生生活に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあってはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあっては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的
- (3) 連絡先
- (4) 代表責任者の氏名
- (5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として 3 日前までに、学部の施設の場合にあっては当該学部の長に、他の施設の場合にあっては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的

- (2) 日時及び場所
- (3) 責任者の氏名
- (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)
(掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業、研究及び診療等に支障を来すことがないよう十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

(5) 広島大学学生表彰規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 理事(教育担当)、副学長(学生支援・附属学校担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第4条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 77 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(6) 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

(趣旨)

第 1 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第 3 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動
- (4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第 4 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第 5 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとする。

(取消し)

第 6 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 7 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第 8 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 20 年 1 月 15 日 一部改正)

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(7) 広島大学学生懲戒指針

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

3 懲戒の要否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

4 懲戒の対象として検討する事件事故

(1) 懲戒等の目安

① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合

退学又は停学

② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合

停学又は訓告

③ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合

訓告

④ 前 3 号のいずれにも該当しない場合

学部等の指導(学部長厳重注意等)

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

(4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の处罚の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の处罚の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招來した場合は、原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等)については、原則として②に該当するものとし、比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反、一時停止違反等)については、①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については、その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り、原則として③に該当するものとする。

ただし、悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは、①に該当するものとし、相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは、②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については、運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は、当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については、②に該当するものとする。

(5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け、又は学部等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

5 懲戒の手続き

(1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査に努め、その結果を学長に報告するものとする。

(2) 審査会

ア 学長は、学部長等から報告のあった事件事故の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは、原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は、副学長(学生支援・附属学校担当)、関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は、関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明及び追調査を求めるものとする。

エ 審査会は、関係学部等による調査報告に基づき、当該事件事故に係る学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(3) 審査結果の通知

学長は、審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4) 懲戒の審議

ア 学部長等は、学長からの通知に基づき、当該学生の懲戒について教授会の審議に付し、その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は、審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは、当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は、評議会への諮問に際し、懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は、評議会での審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは、審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

(2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な情況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があつたものと認定できるものとする。

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

8 懲戒に関する情報の非公開

(1) 非公開の原則

懲戒を実施した場合、学生の氏名、学生番号、懲戒の内容及び懲戒の事由等は、当該学生以外には明らかにしないものとする。

ただし、学長が必要と認めたときは、この限りではない。

(2) 証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

(3) 推薦書類等作成上の留意事項

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載しないものとする。

附 則

1 この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この指針の施行前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 4 月 19 日 一部改正)

この指針は、平成 17 年 4 月 19 日から施行する。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日 一部改正)

この指針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学学生懲戒指針についての補足説明

1 広島大学学生懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について

原因行為の「悪質性」の有無は、原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないことになる。

また、過失による行為であっても、故意によるものと同視すべき程の違法性が認められる場合は、「悪質性」が存在することになる(具体的には以下を参照)。

2 指針4(4)「懲戒の具体例」について

指針4(4)は、凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから、指針4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し、凶悪犯以外の行為は、原則として「悪質性」は認められるから、同②に該当するとする考え方によっている。

もっとも、凶悪犯以外の行為であっても、原因行為の「悪質性」が否定されて、③又は④に該当すると判断される場合もある。また、凶悪犯以外の行為であっても、結果の「重大性」を勘案し、①に該当すると判断すべき場合もある。

例えば、他人の住居に侵入した場合、与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから、②に該当することになる。これに対して、小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など、同様に住居侵入であっても、当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認め難く、当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば、結果の「重大性」も認められないから、④による学部等での指導で足りることになる。

また、傷害の場合、凶悪犯には当たらないという意味では、②に該当することになるが、人身損害を発生させた以上、それが軽微なものでない限り、①に該当することになる。

さらに、例えば大麻所持について、それが自己使用を目的とするに止まる場合には、「悪質性」が認められるものの、結果の「重大性」は認められないものとして②に該当するが、他人に売却するなどの行為を伴っている場合は、その行為が社会に与える影響をも考慮し、結果の「重大性」を認めることができ、①に該当するものと判断すべき場合がある。

なお、指針4(4)エに記載のとおり、道路交通法違反のうち、比較的軽微な違反(駐車違反、一時停止違反等)については、行為の性質からして「悪質性」を認める程のものとはいえない、結果においても損害といえる損害を与えていない以上、①から④のいずれにも該当しないものとしている。

3 指針5「懲戒の手続き」について

[1] 指針5(2)ウに規定する審査会の審査にあたり、審査会は原則として懲戒の対象となる学生に対して、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

[2] [1]による意見陳述は、指針5(5)の口頭又は文書による意見陳述にもって代えることができるものとする。

4 指針8(3)「推薦書類等作成上の留意事項」について

指針8(3)では、指導教員等の本学関係者が、懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならないものとしているが、本学教職員は、学生本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に懲戒の有無、その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

(8) 広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第3条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第4条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあっては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあっては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。ただし、修業年限又は標準修業年限を超えて在学する場合の有効期間は、発行の日から当該年度の末日までとする。

(提示)

第5条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第6条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第7条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第8条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

(準用)

第9条 この細則(第 4 条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第 2 条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあっては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第 4 条本文中「学部にあっては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあっては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあっては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあっては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和 31 年 9 月 14 日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 21 年 9 月 29 日 一部改正)

1 この細則は、平成 21 年 9 月 29 日から施行する。

2 この細則の施行の際、現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は、その有効期限内に限りその効力を有する。

(9) 広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であつて経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
 - (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であつて、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者
- 2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- (1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)
 - (2) その他学長が必要と認める書類
- 第3条 本学の学部等に学生として入学する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。
- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
 - (2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者
- 2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。
- 3 第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- (1) 4 月入学者 当該年度の 8 月末日
 - (2) 10 月入学者 当該年度の 2 月末日
- 4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。
- 5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第 2 項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免

除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 6 号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 授業料免除申請書(別記様式第 3 号)
- (2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

- (1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額
- (2) 授業料の各期ごとの納付月前 6 月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前 1 年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。
- (3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

- (4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額
- 2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の 12 分の 1 に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。
- 3 第 1 項第 2 号の取扱手続については、第 5 条第 2 項の規定を準用する。
(授業料の徴収猶予)
- 第 7 条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。
- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 授業料の各期ごとの納付月前 6 月以内(入学した月の属する期分は入学前 1 年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合
- 2 前項の取扱手続については、第 5 条第 2 項の規定を準用する。
- 3 第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。
- (1) 前期分 当該年度の 8 月末日
- (2) 後期分 当該年度の 2 月末日
(授業料の月割分納)
- 第 8 条 前条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の 12 分の 1 に相当する額とする。
- 2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第 4 号)に第 5 条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。
(許可された者の義務等)
- 第 9 条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
- 2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。
- 3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。
(雑則)
- 第 10 条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 25 号)
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(10) 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、監査室及び理事室をいう。

(入構制限)

第3条 構内に車両により入構しようとする者は、入構の許可を受け、構内駐車証及びパスカード(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。ただし、二輪車については、構内駐輪証のみとする。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあっては当該部局等の長、その他の者にあっては関係の部局等の長が行う。

(構内駐車証等の許可申請資格等)

第4条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の許可申請資格者は、次に掲げる者とする。

- (1) 部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者。ただし、次に該当する者は除く。
 - イ 下見職員宿舎又はがら職員宿舎に居住している者
 - ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者
- (2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。)で任意保険の契約を締結し、かつ、副学長(学生支援・附属学校担当)が定める安全教育を受講している者。ただし、次に該当する者は除く。
 - イ 学部学生の 1 年次生及び 2 年次生
 - ロ 池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者
 - ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者
- (3) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員
- (4) 身体に障害を持つなどの特別の理由がある者
- (5) 所用のため構内を訪れる外来者
- (6) 部局等が委託する庁舎清掃等の業務に従事する者
- (7) 商用等のため構内を訪れる業者
- (8) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 構内駐車証等の許可申請が可能な期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 号から第 3 号までに該当する者にあっては、毎年理事(財務・総務担当)が定める日から 4 月 8 日までとし、4 月 9 日以降は駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。
 - (2) 前条第 4 号から第 8 号までに該当する者にあっては、隨時申請できるものとする。
- 2 構内駐車証等及び構内駐輪証の種類並びに許可申請手続の方法等は、別紙第 1 のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。
- (1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。
 - (2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に構内に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(経費等)

- 第6条 車両による入構及び駐車整理業務に要する経費については、広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか、車両による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。
- 2 本学が支弁する経費及び利用者の負担金(以下「利用者負担金」という。)については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前6時から午後9時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。
- (2) 利用者負担金は、車両による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。
- 3 前項第2号に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	利用者負担金
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第8号に該当する者で、期間が次に掲げるもの	
(1) 1年	7,000円
(2) 半年	3,500円
(3) 1ヶ月	1,000円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料
3 第4条第6号又は第7号に該当する者	500円
4 パスカード再発行(1枚)	500円

- 4 既納の利用者負担金は、返還しない。
- 5 第3項の規定にかかわらず、利用者負担金については、次に掲げる者にあっては、これを免除するものとする。
- (1) 第4条第8号に該当する者で期間が1週間以内のもの
- (2) 二輪車により入構する者
(構内駐車証等の貸与等の禁止)
- 第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。
(構内駐車証等の有効期限等)
- 第8条 構内駐車証等及び構内駐輪証の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、臨時構内駐車証にあっては、当日限りとする。
(ゲートの運用)
- 第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。
(遵守事項)
- 第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこととし、構内駐輪証については、車体の目につきやすい所にすること。
- (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
- (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。
(指導及び取締り)

- 第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

- 第12条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。
- (1) 違反車両については、別紙第3の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。
- (2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。
- 2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、学生にあっては指導教員又はチーフター、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第14条 次の各号のいずれかに該当する車両で、一時的に構内に駐車しようとする者については、第3条第1項の規定は、適用しないものとする。

- (1) 清掃車
- (2) 消防車等の緊急自動車
- (3) 郵便物、電報及び新聞等の配達車両
- (4) 路線バス等の道路運送事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条に規定する道路運送事業をいう。)に供する自動車
- (5) その他学長が特別に認めた車両

(事故処理等)

第15条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。
(臨時の規制)

第16条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(東広島キャンパス駐車場整理委員会)

第17条 構内における駐車場の安全管理、環境保全及び自動車の無秩序駐車を防止し、駐車場の円滑な運用を図ることを目的に、その方策等について検討する組織として、東広島キャンパス駐車場整理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、理事(財務・総務担当)が定める。
(雑則)

第18条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事(財務・総務担当)が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成11年3月9日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成22年3月31日 一部改正)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際、現にこの細則による改正前の広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則(以下「旧細則」という。)に基づき交付されている構内駐車証等又は構内駐輪証は、その有効期間内に限りその効力を有する。
- 3 この細則の施行の際、現に旧細則に基づき有効期間が平成22年4月30日までの構内駐車証等又は構内駐輪証を交付されている者は、この細則による改正後の広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則(以下「新細則」という。)第5条第1項第1号の規定にかかわらず、平成22年4月1日から平成22年4月30日までに申請することができる。
- 4 前項の場合において、部局等の長の許可後に交付する構内駐車証等又は構内駐輪証の有効期間は、新細則第8条の規定にかかわらず、平成22年5月1日から平成23年3月31日までの間を限度とし、新細則第4条第1号から第3号までのいずれか又は第8号に該当する者の利用者負担金の額は、新細則第6条第3項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

期間	利用者負担金
11ヶ月(平成22年5月1日から平成23年3月31日)	6,500円
5ヶ月(平成22年5月1日から平成22年9月30日)	3,000円
1ヶ月	1,000円

(11) 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成16年4月1日規則第129号)

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第3条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第4条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究所等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第5条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第6条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター及び所属学部等の支援室において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成20年5月14日規則第153号)
この規則は、平成20年5月14日から施行する。

(12) 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成16年4月1日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成16年4月1日規則第129号)第6条第2項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようするために定める。

B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 *1、②普通文字の読み上げ、③録音テープの再生、④フロッピーディスク *2、などによる。
- 2 解答形式は、①点字 *1、②口頭、③テープ録音、④ワープロ *3、などによる。
- 3 上記1及び2のそれぞれの①～④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ *4、②口頭 *5、③テープ録音、④代筆 *6、などによる。
- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式 *7などによることも可能とする。
- 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。

- 2 解答形式は、必要に応じて、上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて、介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 上記1に該当しない場合でも、解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は、上述の障害種別による措置に準じて配慮するか、あるいは、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障害種別による措置を参考にしながら、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。

《一般的事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種別や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。
一つの参考として、大学入試センター試験においては、
 - (1) 点字受験者に対しては一般の試験時間の1.5倍
 - (2) 弱視者に対しては1.3倍
 - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者、両上肢の機能障害が著しい者のうち、通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては1.3倍
 - (4) 代筆により解答する者に対しては、科目により1.3倍又は1.5倍の時間延長が認められている。
- 2 試験時間の延長にあたっては、その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように、以下のような配慮をする。
 - (1) その試験の後の授業や試験がなければ、延長分を後に追加する。
 - (2) その試験の後の授業や試験はあるが、その試験の前の授業や試験がなければ、延長分を前に追加する。
 - (3) その試験の前後とも授業や試験がある場合は、別室において、一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して、順次、試験時間をずらして実施する。
 - (4) 一般問題とは別の問題により、時間帯や日を変えて試験を行う。
 - (5) 一般問題とは別に、レポートにより評価する。
- 3 課題を提示してから、後日レポートを提出させる場合は、当該学生のレポート作成のための時間を考慮して、提出期日を延期するかどうかを、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。
- 4 当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。

*1 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の点訳を依頼することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広島中央特別支援学校、③広島県立点字図書館、④一般の点訳奉仕団体、などに依頼する。なお、点訳には、問題の内容や量により、時間がかかることを考慮する必要がある。

また、出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とすることがあったり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。

点字による解答の処理については、①解答を回収した後で、本人に読み上げさせる、②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか、又は普通文字への書きなおしを依頼する、③問題の点訳を依頼した前段の団体等に、普通文字への書きなおしを依頼する、などの方法が考えられる。

*2 フロッピー・ディスクによる出題とは、当該視覚障害者が、パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読み取りが可能な場合に、行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については、本人と協議する。

- *3 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロシステムがある。
- *4 上肢機能障害者がワープロを使う場合、通常の手の指でキーを叩く入力の方法以外に、くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど、特殊な方法をとる者もある。
- *5 肢体不自由者の中には、発音に問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり、通訳者を介することが必要なこともある。
- *6 代筆者の選定にあたって、上記*5と同じ問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。
- *7 上肢機能障害者の中には、規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がいる。そのような場合には、白紙の解答用紙を与え、問題番号等を明記させたうえで、自由に記述させる解答方法もある。

D 特別措置の周知と申請

- 1 各学部、各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は、身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について、学生及び教員に対して周知を図る。
- 2 当該学生は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に、原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし、点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は、原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)
なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。
- 3 申請をうけた教務担当は、当該授業の担当教員に連絡する。
- 4 当該授業の担当教員は、必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況をとりまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(注)(平成17年11月1日一部改正)

この申合せは、平成17年11月1日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成17年7月15日から適用する。

(略)

(注)(平成20年5月14日一部改正)

この申合せは、平成20年5月14日から施行する。

(13) 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成16年4月1日規則第111号)

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

- 2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。
- 3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

- 4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第2項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第3条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第4条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

- 2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

- 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。
- 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てができるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。
- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

附 則(平成17年1月18日規則第2号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

(14) 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成24年2月13日
理事(教育担当)決裁

気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第1 授業を全学(東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市及び東広島市の両地域に対して1つ以上発令された場合は、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、両地域の警報が解除された場合は、解除後90分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で、授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は、理事の指示により、判断後90分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

- (1) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して1つ以上発令された場合
- (2) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪以外の警報が、広島市又は東広島市の両地域に対して、又はいずれか一方の地域に対して2つ以上発令された場合
- (3) JR山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

第2 第1以外の取扱い

第1の取扱いに基づき、各学部長又は各研究科長は授業を休講とするかどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第3 その他

第2にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じができるものとする。

19 教育学研究科の沿革と特色

1 教育学研究科の理念・目標

平成12年4月に設置された大学院教育学研究科は、以下の理念・目標の下に、21世紀教育の担い手である実践的な指導力を持つ質の高い教員をはじめとする幅広い教育関係分野で活躍できる高度専門職業人の養成、教育学研究分野において高度な学識を有する研究者の養成を目的としている。さらに、教育学研究科は、教育学を横軸に据え、諸文化・諸科学を縦軸に置いて統合を図り、教員養成から教育の基礎学に至る幅広い教育・研究が可能な、我が国のが教育学研究分野の大学院モデルとなることをめざしている。

- (1) 「学び」という人間の本質的な営みを鍵概念として、豊かな生涯学習社会を導く教育諸科学の先端的研究を推進する。
- (2) 理論的研究と実践的研究を統合することによって、21世紀を切り開く新たな教育諸科学の学問体系を構築する。
- (3) 幼児から老年にいたるまでの教育、学習、人間発達等にかかわる諸課題を総合的・学際的に研究し、現代社会のニーズに応える。

2 教育学研究科の改組経緯

本大学院教育学研究科の起源は、昭和24年に設置された新制広島大学の教育学部を基礎として昭和28年に設置された大学院旧教育学研究科に遡る。旧教育学研究科には、教育学、教育行政学、実験心理学、教育心理学の4専攻の修士課程、博士課程が置かれた。また、当初、教科教育は教育学専攻の中に修士課程として位置づけられた。

昭和41年大学院教育学研究科に教科教育学専攻（国語科教育、英語科教育、社会科教育、数学科教育、理科教育）の修士課程と博士課程が増設された。さらに、昭和44年大学院教育学研究科の教科教育学専攻に音楽科教育、保健体育科教育、家政科教育の修士課程が増設された。

昭和50年大学院教育学研究科に幼児学専攻の修士課程が増設されると同時に、教育学、教育行政学、実験心理学、教育心理学及び教科教育学の5専攻を、博士課程（前期、後期）に改組した。

昭和53年に教育学部から分離独立した学校教育学部を基礎として、昭和55年に大学院学校教育研究科が設置された。この時点では、学校教育、障害児教育、言語教育、社会科教育、理科教育、保健体育専攻の修士課程が認可された。昭和56年に同研究科に数学教育と美術教育の各専攻、昭和57年に音楽教育専攻、平成3年に生活科学教育専攻のそれぞれに、修士課程が逐次増設された。

平成元年大学院教育学研究科の幼児学専攻に博士課程が設置された。さらに、昭和61年に教育学部に設置された日本語教育学科を基礎として、平成2年大学院教育学研究科に日本語教育学専攻修士課程が増設され、学年進行に伴い平成4年大学院教育学研究科日本語教育学専攻に博士課程が増設された。

平成9年大学院教育学研究科に後期独立専攻の学習開発専攻が増設された。学習開発専攻は、教育学部に学習開発専攻基幹講座として学習開発基礎講座が設置され、学校教育学部の

一部教官より構成された学習開発専攻協力講座との2講座体制で発足し、旧教育学部と学校教育学部に研究科レベルでの連携体制が形成された。学習開発専攻の設置と同時に、大学院教育学研究科の教育学、教育行政学、実験心理学、教育心理学、教科教育学、日本語教育学、幼児学の7専攻を、教育科学専攻、心理学専攻、教科教育科学専攻、生涯活動教育学専攻、日本言語文化教育学専攻及び幼年期総合科学専攻の6専攻に改組した。

博士課程を持つ大学院教育学研究科と修士課程の大学院学校教育研究科を改組・統合して、平成12年4月、前期課程8専攻後期課程3専攻よりなる大学院教育学研究科が設置された。更に、平成13年4月には大学院の整備に伴い、学部所属の教官組織である16大講座を大学院に移す大学院講座化が行われた。

3 教育学研究科の特色

博士課程前期・後期制を採用した大学院教育学研究科の特色は、以下の4点にまとめることができる。

- (1) 前期課程と後期課程の専攻構成が異なっている。すなわち、多様化する教育課題の解決や先端的教育課題に対応するため、前期課程は、専修免許状を取得するための教員、教育行政や臨床心理の専門家等の高度専門職業人の養成を中心とした教育・研究指導を行う8専攻で構成され、後期課程は、理論と実践の学際化・統合化・先端化を推進する教育・研究指導を行うため、研究領域の共通性に基づき前期課程の複数の専攻をまとめた3専攻で構成されている。
- (2) 教育諸科学の研究領域を16の大講座に分けて、教員の研究組織を構成している。これに加えて、附属幼年教育研究施設、教育実践総合センター、特別支援教育実践センター、心理臨床センターの所属教員、留学生センター、外国語教育研究センター、情報メディア教育研究センター教員が、それぞれ協力講座教員として研究指導に参画している。さらに、高等教育開発研究センターの教員により構成される高等教育開発専攻は、我が国初の高等教育研究の専攻として教育学研究科の特色の一つをなしている。
- (3) 教員の研究組織が大講座制であることは、学生のニーズや社会の変化に対応した現代的で多様な教育課程が編成可能であることを意味している。また、複数指導教員体制によって、総合的・学際的な研究指導や学生の個性を活かしたきめ細かい指導を行う。特に、現職教員等の社会人を積極的に受け入れ、現職教員の資質向上にも力を入れた教育・研究体制を採っている。
- (4) 前期課程の学習科学、特別支援教育学、科学文化教育学、言語文化教育学、生涯活動教育学の各専攻にあっては、研究領域に対応した専修を設け、学生のニーズに応じたに研究指導を行う。また、後期課程では、狭い専門分野に閉ざされた研究指導の弊害を克服するため、「コースワーク」型の教育・研究体制を敷くことで、学際的・総合的観点から、学生が先端的研究を積極的に行う基礎的能力や、将来の教授・指導に柔軟に対応できる能力などを養う指導体制を採っている。

4 現在の教育学部と教育学研究科の沿革

- 昭和 24 年 5 月 広島大学発足とともに教育学部設置
- 昭和 28 年 4 月 大学院教育学研究科（教育学、教育行政学、実験心理学、教育心理学の 4 専攻で構成された修士課程、博士課程）設置
- 昭和 28~29 年 東雲分校に盲・聾教育兼修課程設置
- 昭和 30 年 4 月 小学校教育科（4 年課程）を東千田町地区より東雲分校に移管
- 昭和 31 年 6 月 教育学部（本部）の建物が東千田町に竣工
- 昭和 33 年 4 月 福山分校に教育専攻科（保健体育専攻）設置
- 昭和 34 年 4 月 中学校教育科図画工作科を 4 年課程に昇格（昭 37 年美術科に改称）
- 昭和 35 年 4 月 東雲分校の特殊教育（盲・聾教育兼修）課程を 4 年課程に昇格とともに養護学校教育兼修課程設置
- 中学校教育職業科を福山分校より東雲分校に移管（昭 37 年技術科に改称）
- 昭和 36 年 4 月 中学校教育科（4 年課程：国語・社会・数学・理科・英語）を東千田町地区より東雲分校に移管
- 福山分校の教育専攻科に音楽専攻、家政専攻増設
- 昭和 37 年 3 月 三原分校を東雲分校に統合
- 昭和 39 年 4 月 広島大学通則で東雲分校の小・中・盲・聾・養護の各教育科並びに東千田町と福山分校の高等学校教育科が、それぞれ教員養成課程となる。
- 昭和 41 年 4 月 大学院教育学研究科に教科教育学専攻（国語教育、英語科教育、社会科教育、数学科教育、理科教育）の修士課程と博士課程を増設
- 附属幼年教育研究施設（幼児教育学部門）設置
- 昭和 42 年 4 月 中学校教員養成課程の音楽・体育・家政を福山分校より東雲分校に移管
- 昭和 44 年 4 月 教科教育学専攻に音楽科教育、保健体育科教育、家政科教育（修士課程）を増設
- 昭和 45 年 4 月 東雲分校に教育専攻科（教育専攻）設置
- 昭和 46 年 4 月 附属幼年教育研究施設に幼児心理学部門増設
- 昭和 48 年 4 月 東雲分校に特殊教育特別専攻科設置
- 昭和 50 年 4 月 大学院教育学研究科に幼児学専攻（修士課程）増設
- 大学院教育学研究科に幼児保健学講座（幼児学専攻基幹講座）設置
- 大学院教育学研究科の教育学、教育行政学、実験心理学、教育心理学及び教科教育学の 5 専攻を、博士課程（前期、後期）に改組
- 昭和 51 年 5 月 日本語・日本事情講座増設
- 昭和 53 年 6 月 改組により、3 学科 13 大講座の教育学部（東千田町（本部）と福山分校）再編と学校教育学部（東雲分校）設置
- 昭和 55 年 4 月 大学院学校教育研究科（学校教育・障害児教育・言語教育・社会科教育・理科教育・保健体育の 6 専攻の修士課程）設置

昭和 56 年 4 月	大学院学校教育研究科に数学教育・美術教育 2 専攻の修士課程増設
昭和 57 年 4 月	大学院学校教育研究科に音楽教育専攻（修士課程）増設
昭和 60 年 7 月	広島大学外国人留学生日本語研修コース設置
昭和 61 年 4 月	教育学部に日本語教育学科設置
昭和 63 年 4 月	学校教育学部に附属教育実践研究指導センター設置
平成 元 年 4 月	大学院教育学研究科に幼児学専攻（博士課程）設置
平成 元 年 5 月	福山分校廃止（ただし、学内措置により平成元年 9 月まで存続）
平成 元 年 9 月	教育学部及び教育学部福山分校が東広島市統合移転地に移転完了
平成 2 年 4 月	大学院教育学研究科に日本語教育学専攻（修士課程）増設
平成 3 年 4 月	大学院学校教育研究科に生活科学教育専攻（修士課程）増設
平成 4 年 4 月	大学院教育学研究科に日本語教育学専攻（博士課程）増設
平成 7 年 4 月	学校教育学部が東広島市統合移転地に移転完了
平成 7 年 4 月	学校教育学部に附属障害児教育実践センター設置
平成 8 年 5 月	学校教育学部附属教育実践研究指導センターを改組し、教育実践総合センター設置
平成 9 年 4 月	大学院教育学研究科に学習開発専攻（博士課程後期独立専攻）増設
	大学院教育学研究科の教育学、教育行政学、実験心理学、教育心理学、教科教育学、日本語教育学、幼児学の 7 専攻を、教育科学専攻、心理学専攻、教科教育科学専攻、生涯活動教育学専攻、日本言語文化教育学専攻及び幼年期総合科学専攻の 6 専攻に改組
平成 12 年 4 月	教育学部と学校教育学部を統合し教育学部に改組
	大学院教育学研究科（博士課程）と学校教育研究科（修士課程）を改組・統合し大学院教育学研究科を設置
平成 13 年 4 月	大学院教育学研究科の整備に伴い、学部所属の 16 大講座が大学院所属となる大学院講座化
平成 14 年 3 月	大学院学校教育研究科廃止
平成 14 年 4 月	学部附属施設の研究科附属施設への移行（附属幼年教育研究施設、附属教育実践総合センター、附属障害児教育実践センター）
	附属心理臨床教育研究センター設置
平成 16 年 4 月	国立大学法人広島大学発足
平成 19 年 4 月	特殊教育特別専攻科（知的障害教育専攻）を特別支援教育特別専攻科（特別支援教育専攻）に名称変更
平成 20 年 4 月	障害児教育学専攻を特別支援教育学専攻へ名称変更
	附属障害児教育実践センターを附属特別支援教育実践センターに名称変更

20 研究施設・センター等とその機能

施設等の名称	施設等の概要
附属幼年教育研究施設	<p>幼年教育研究施設は、幼児教育・保育にかかる諸課題に関して、学内外の諸機関と連携をとりつつ、共同研究を企画実行するとともにシンポジウムや講演などの企画実行をおこして、その成果を保育現場や地域に還元・普及し、あわせて保育者の専門性の向上に資することを目的としている。</p> <p>施設には幼児教育学部門と幼児心理学部門の2部門をおき、乳幼児期の認知的・社会的発達、幼年期のカリキュラムの開発、指導法、政策、障害児保育など、ひろく子どもの心身の発達と家族支援にかかわって、学際的に研究を行っている。広島大学附属幼稚園と密接な連携を保ちつつ、実践的な共同研究を行っていることも、本研究施設の特徴の一つである。</p> <p>さらに、本研究施設に所属する教員は大学院教育学研究科前後期課程学生の指導を担当し、院生指導と研究活動を連携させつつ、幼児教育学・幼児心理学の研究者と高度な専門性をそなえた職業人の養成にあたっている。</p>
附属教育実践総合センター	<p>教育実践総合センターは、社会的要請に応える教員養成のための学部教育カリキュラムの開発研究と指導、先進的な指導法や教材開発に関する実践研究と交流、並びに現下の学校教育が抱える諸問題の早期解決を図るための実践研究の推進を目的とするものである。</p> <p>センターには、①教育実践研究開発部門、②学校教育相談実践部門の2部門を置き、教育委員会及び本学附属学校等と緊密な連携をとり、目的達成のための研究・実践活動を推進している。</p> <p>なお、学校教育相談実践部門には、平成18年度より、学校心理教育相談室(にこにこルーム)を設置し、学習や生徒指導・教育相談にかかる心理教育的支援、学校心理学に関する研究・教育を行うとともに、学校心理学に関する研修の機会を提供している。</p>
附属特別支援教育実践センター	<p>特別支援教育実践センターは、特別支援教育分野に関する基礎的・実践的研究を推進するとともに、同分野に関する教育及び教育相談等を実施することにより、教育臨床効果の高いエビデンスを探求する研究眼を持ち、なおかつ高度な実践力を有する教員を養成し、もって障害児(者)の教育と福祉に寄与することを目的としている。</p> <p>センターは、下記の事業について活動を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害児(者)の教育に関する相談、助言及び障害児(者)に対する教育の支援 2. 学生への特別支援教育分野に関する実践的教育 3. 現職の教師、指導者への研修 4. 障害児(者)の教育的支援及び支援にかかる諸問題についての調査及び研究

施設等の名称	施設等の概要						
	<p>センターには、①視覚障害教育分野、②聴覚障害教育分野、③知的障害教育分野、④肢体不自由教育分野、⑤発達障害教育分野、⑥言語・コミュニケーション障害教育分野の6分野があり、センターと特別支援教育学講座の教員とが連携し、さまざまな障害のある子ども・成人の相談・臨床を行うとともに、学部学生や大学院学生らをセンターの研修相談員として位置づけ、教員の指導のもと教育相談・臨床業務に携わっている。</p>						
附属心理臨床教育研究センター	<p>心理臨床教育研究センターは、心理臨床に関する理論的・実践的研究を推進するとともに、心理臨床に関する教育及び相談等を行い、心理臨床に係る諸問題の解決に寄与することを目的として、平成14年4月に設置された。センターは、昭和58年に特別施設として設置された心理教育相談室を発展的に改組したものである。</p> <p>センターの主要業務は下記のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 心理臨床の研究及び研究交流 2. 臨床心理学を専攻する大学院生等の心理臨床教育 3. 地域社会の人々に対する心理臨床的支援（心理教育相談） 4. 心理臨床関係者の再教育・研修 <p>センターの心理教育相談部門では、文部科学省から認可を受けて本学「心理教育相談受託規則」に基づき、上記の主要業務3に関係する有料制の心理教育相談事業を行っている。発達やことばの遅れ、子どものしつけ、いじめや不登校、生徒や従業員への対応、性格や行動、自分の生き方、家族や夫婦の葛藤、仕事上の悩みやストレス、などの広範な心理的問題を抱えて来談する人たちに対して心理査定やカウンセリングを行い、心理教育相談に応じている。なお、相談の種類は以下のとおりである。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 初回面接</td> <td style="width: 50%;">2. 本人との面接</td> </tr> <tr> <td>3. 遊戯療法</td> <td>4. 保護者との面接</td> </tr> <tr> <td>5. 心理検査</td> <td>6. コンサルテーション面接</td> </tr> </table>	1. 初回面接	2. 本人との面接	3. 遊戯療法	4. 保護者との面接	5. 心理検査	6. コンサルテーション面接
1. 初回面接	2. 本人との面接						
3. 遊戯療法	4. 保護者との面接						
5. 心理検査	6. コンサルテーション面接						
ペスタロッチー資料室	<p>ペスタロッチー及びコメニウスに関する図書1,000余部を蔵し、殊にペスタロッチーの直筆書簡や初版による著書は珍書として、その他チェコスロバキア共和国より受贈したコメニウス文献等は、日本における貴重な資料として尊重されている。また、故長田新教授の蔵書が長田文庫として保管されている。</p>						

2.1 教育学研究科学生支援室の業務

担当	主な業務内容
(学部学生) 学士課程担当	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程, 履修手続き, 学期末試験, 学業成績 ・外国留学, 研究生, 科目等履修生 ・休学, 退学, 転コース, 転学部, 卒業等の学籍異動 ・各種証明(在学, 成績, 卒業, 卒業見込み等)
(大学院学生) 大学院課程担当	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程, 履修手続き, 学期末試験, 学業成績 ・外国留学, 研究生, 科目等履修生, 外国人留学生 ・休学, 退学, 修了等の学籍異動 ・修士・博士の学位, 特別支援教育特別専攻科 ・各種証明(在学, 成績, 修了, 修了見込み等)
(学部・大学院共通) 教育実習担当	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習 ・介護等体験 ・教育職員免許状
(学部・大学院共通) 学生生活担当	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証, 通学定期, 学割証, 住所変更等の届出 ・奨学金, 授業料免除 ・課外活動, 構内駐車証・パスカード ・健康診断, 学生健康保険, 学生教育研究災害傷害保険 ・就職, アルバイト, 学生宿舎
(学部・大学院共通) なんでも相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント, メンタルヘルス等の相談, 専門窓口の紹介 ・その他学生生活上の悩みの相談, 専門窓口の紹介

(注) 1 各種証明は、自動発行機による発行分以外の証明を行う。

2 奨学金, 授業料免除, 学生健康保険等の業務は、学生総合支援センターの所掌事務を除く。

学生支援室 配置図

